

独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構

平成24年度（第8期事業年度）

業 務 実 績 評 価 シ ー ト

独立行政法人通則法第 3 2 条第 1 項及び独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第 5 条第 1 項の規定により、平成 2 4 事業年度における独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）の概況及び事業の実施状況等を次のとおり報告する。

（概況）

1 目的

機構は、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（以下「国民年金法等改正法」という。）第 7 条の規定による改正前の厚生年金保険法第 7 9 条又は国民年金法等改正法第 3 条の規定による改正前の国民年金法第 7 4 条の施設及び健康保険法第 1 5 0 条第 1 項又は第 2 項の事業（政府が管掌していた健康保険に係るものに限る。）の用に供していた施設であって厚生労働大臣が定めるもの（以下「年金福祉施設等」と総称する。）の譲渡又は廃止等の業務を行うことにより、年金福祉施設等の整理を図り、もって厚生年金保険事業、国民年金事業及び全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の適切な財政運営に資することを目的としている。

また、平成 2 3 年 6 月に独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）により、公布日（平成 2 3 年 6 月 2 4 日）から 3 年以内の政令で定める日（平成 2 6 年 4 月 1 日）に独立行政法人地域医療機能推進機構（以下「新機構」という。）へ改組されることになったことを踏まえ、平成 2 4 年 3 月 3 0 日に中期目標が改正され、新機構への改組に向けた準備を適切に行うことが業務に追加された。

2 業務

- （1）年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うこと。
- （2）年金福祉施設等の譲渡又は廃止を行うまでの間、年金福祉施設等の運営又は管理を行うこと。
- （3）上記業務に附帯する業務を行うこと。
- （4）平成 2 6 年 4 月の新機構への改組に向けて、必要な準備を適切に行うこと。

3 事務所の所在地

- （1）主たる事務所
千葉県船橋市海神町西 1 丁目 1 0 4 2 番 2 号
- （2）従たる事務所
東京都港区高輪 3 丁目 2 2 番 1 2 号

4 資本金の状況

（平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在）			
1 0 3, 6 7 4, 3 3 8, 3 5 2 円	（全額政府出資金）		
（内訳）	厚生年金勘定	2 9, 1 4 2, 1 1 3, 7 8 9 円	
	国民年金勘定		0 円
	健康保険勘定	7 4, 5 3 2, 2 2 4, 5 6 3 円	

5 沿革その他の概要

- （1）沿革
 - 平成 1 7 年 1 0 月 1 日 機構設立
 - 平成 2 2 年 8 月 1 1 日 機構法改正により設置期間を 5 年間から 7 年間に延長
 - 平成 2 3 年 6 月 2 4 日 機構法改正により地域医療機能推進機構への改組が決定
 - 平成 2 4 年 3 月 1 4 日 改正機構法の施行期日が平成 2 6 年 4 月 1 日とされる
- （2）設立根拠法
独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成 1 7 年法律第 7 1 号）

6 役員の状況

- （1）定数（平成 2 5 年 3 月 3 1 日現在）
役員 4 名 （理事長 1 名、理事 1 名、監事 2 名）
- （2）役員の氏名、役職及び職歴

氏 名	役 職	職 歴
尾身 茂	理事長	（前）自治医科大学地域医療学センター教授
内田 健夫	理事（非常勤）	医療法人社団内田医院理事長
石塚 達郎	監事（非常勤）	公認会計士
今松 英悦	監事（非常勤）	（前）毎日新聞社 論説委員

平成24年度用評価科目【目次】

評価区分	24年度計画記載項目	頁
評価シート(1) (効果的な業務運営体制 の確立)	第1 業務内容の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	1.効率的な業務運営体制の確立	3
	(1) 外部委託の活用	4
	(2) 施設の運営委託	4
評価シート(2) (業務管理の充実)	第1 業務内容の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	2.業務管理の充実	7
	(1) 情報管理体制の確立	7
	(2) 進捗管理の徹底	7
	(3) 事業リスクの把握・管理	7
評価シート(3) (業務運営の効率化に伴う 経費削減)	第1 業務内容の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
	3.業務管理の効率化に伴う経費節減	9
	(1) 一般管理費(人件費を除く。)	9
	(2) 業務経費	9
	(3) 役職員の給与	10
	(4) 契約について	10
評価シート(4) (各施設の経営状況等の 把握、機構の業務内容に 関する地方公共団体への説明)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	
	1. 各施設の経営状況等の把握	14
	2. 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明	14
評価シート(5) (年金福祉施設等の 譲渡又は廃止)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	
	3. 年金福祉施設等の譲渡又は廃止	16
	(1) 譲渡施設の選定及び譲渡時期	17
	(2) 契約方法	17
	(3) 譲渡条件	17
	(4) 譲渡価格	18
	(5) 譲渡の対価の支払い方法	18
	(6) 委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮	18
	(7) 地方公共団体との相談	18

評価区分	24年度計画記載項目	頁
評価シート(6) (年金福祉施設等の運営及び 資産価値の保全)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	
	4. 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全	22
	(1) 運営に当たっての基本方針	22
	(2) 施設の管理	22
	(3) 運営の停止等	23
評価シート(7) (買受需要の把握及び開拓)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	
	5. 買受需要の把握及び開拓	25
評価シート(8) (情報の提供)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	
	6. 情報の提供	27
	(1) 機構の運営状況に関する情報提供	27
	(2) 譲渡の対象となる年金福祉施設に関する情報提供	27
	(3) 年金福祉施設等の運営に関する情報提供	27
評価シート(9) (新機構への改組準備)	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する 目標を達成するためにとるべき措置	
	7. 改組に向けた準備	29
評価シート(10) (予算、収支計画及び資金計画短 期借入金の限度額)	第3 予算、収支計画及び資金計画	34
	第4 短期借入金の限度額	34
	第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	34
	第6 譲渡金の使途	34
評価シート(11) (人事に関する計画)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	1. 人事に関する計画	36
	2. 施設及び設備に関する計画	36
評価シート(12) (国庫納付金に関する事項)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	3. 国庫納付金に関する事項	38
評価シート(13) (外部の有識者からなる機関 に関する事項)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	4. 譲渡業務諮問委員会に関する事項	39
評価シート(14) (機構の保有する個人情報の保 護に関する事項)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	5. 保有する個人情報の保護に関する事項	41
評価シート(15) (終身利用型老人ホームの譲渡 に関する事項)	第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
	6. 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項	42

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績																																																																																								
第２ 業務運営の効率化に関する事項 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図ること。 １ 効率的な業務運営体制の確立 組織編成・人員配置については、民間の知見を最大限活用できる体制を採りつつ、自ら業績評価を行って見直しを図り、常に実情に即した効率的な業務運営体制を確立すること。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 独立行政法人として設立する趣旨を十分に踏まえ、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制を確立するとともに、併せて業務管理の充実を図る。 １ 効率的な業務運営体制の確立 施設譲渡又は廃止が進む過程において、業務遂行上必要な組織編成及び人員配置が変化することが想定されるため、専門家の知見を最大限活用できる体制を維持しつつ、常に、業務の外部委託も含め、必要な見直しを行い、実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 中期計画の８年度として、機構に期待される社会的使命を果たすことができるよう、効率的な業務運営体制の確立を図るとともに、併せて経営管理の充実を図る。 １ 効率的な業務運営体制の確立 組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、また、業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立する。	第１ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 １. 効率的な業務運営体制の確立 機構については、平成 24 年 3 月 30 日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成 24 年 4 月に地域医療機能推進機構準備室を設置した。 新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる 3 団体に運営されている約 60 の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られたところである。 一方で、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8 %以上の人員の削減を掲げている。こうしたことから、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保しつつ、施設部を廃止するなど組織の見直しを行い、結果として、平成 24 年度末の常勤役職員数は平成 23 年度末比△1 名の 24 名の体制となっており、また、基準人員 41 名に対しては、目標の 8 %を大幅に上回る 41. 5%の削減となっている。 【常勤役職員数の推移】 <table><tr><th></th><th>平成 23 年 3 月 31 日</th><th>平成 24 年 3 月 31 日</th><th>平成 25 年 3 月 31 日</th></tr><tr><td>理事長</td><td>1 名</td><td>1 名</td><td>1 名</td></tr><tr><td>審議役</td><td>－</td><td>－</td><td>1 名</td></tr><tr><td>総務部</td><td>7 名</td><td>6 名</td><td>7 名</td></tr><tr><td>企画部</td><td>5 名</td><td>4 名</td><td>4 名</td></tr><tr><td>施設部</td><td>4 名</td><td>4 名</td><td>－</td></tr><tr><td>業務推進部</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr><tr><td>調査部</td><td>5 名</td><td>3 名</td><td>－</td></tr><tr><td>財産管理部</td><td>9 名</td><td>7 名</td><td>5 名</td></tr><tr><td>地域医療機能推進機構準備室</td><td>－</td><td>－</td><td>6 名</td></tr><tr><td>計</td><td>31 名</td><td>25 名</td><td>24 名</td></tr></table> （参考：総人件費改革における当機構の基準人員数（定員）は、41 名（常勤役員を含む）である。） 【主な出身職種】 <table><tr><th></th><th>平成 23 年 3 月 31 日</th><th>平成 24 年 3 月 31 日</th><th>平成 25 年 3 月 31 日</th></tr><tr><td>金融機関</td><td>10 名</td><td>8 名</td><td>4 名</td></tr><tr><td>不動産会社</td><td>2 名</td><td>2 名</td><td>2 名</td></tr><tr><td>建設会社</td><td>4 名</td><td>4 名</td><td>1 名</td></tr><tr><td>厚生労働省</td><td>10 名</td><td>7 名</td><td>13 名</td></tr><tr><td>その他</td><td>5 名</td><td>4 名</td><td>4 名</td></tr><tr><td>計</td><td>31 名</td><td>25 名</td><td>24 名</td></tr></table> 【資格取得者の状況】（平成 25 年 3 月 31 日現在） <table><tr><th>資格種別</th><th>人数</th><th>資格種別</th><th>人数</th></tr><tr><td>医師</td><td>1 名</td><td>特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB等）</td><td>1 名</td></tr><tr><td>不動産鑑定士</td><td>1 名</td><td>土地区画整理士</td><td>2 名</td></tr><tr><td>宅地建物取引主任者</td><td>4 名</td><td></td><td></td></tr></table>		平成 23 年 3 月 31 日	平成 24 年 3 月 31 日	平成 25 年 3 月 31 日	理事長	1 名	1 名	1 名	審議役	－	－	1 名	総務部	7 名	6 名	7 名	企画部	5 名	4 名	4 名	施設部	4 名	4 名	－	業務推進部	－	－	－	調査部	5 名	3 名	－	財産管理部	9 名	7 名	5 名	地域医療機能推進機構準備室	－	－	6 名	計	31 名	25 名	24 名		平成 23 年 3 月 31 日	平成 24 年 3 月 31 日	平成 25 年 3 月 31 日	金融機関	10 名	8 名	4 名	不動産会社	2 名	2 名	2 名	建設会社	4 名	4 名	1 名	厚生労働省	10 名	7 名	13 名	その他	5 名	4 名	4 名	計	31 名	25 名	24 名	資格種別	人数	資格種別	人数	医師	1 名	特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB等）	1 名	不動産鑑定士	1 名	土地区画整理士	2 名	宅地建物取引主任者	4 名		
	平成 23 年 3 月 31 日	平成 24 年 3 月 31 日	平成 25 年 3 月 31 日																																																																																								
理事長	1 名	1 名	1 名																																																																																								
審議役	－	－	1 名																																																																																								
総務部	7 名	6 名	7 名																																																																																								
企画部	5 名	4 名	4 名																																																																																								
施設部	4 名	4 名	－																																																																																								
業務推進部	－	－	－																																																																																								
調査部	5 名	3 名	－																																																																																								
財産管理部	9 名	7 名	5 名																																																																																								
地域医療機能推進機構準備室	－	－	6 名																																																																																								
計	31 名	25 名	24 名																																																																																								
	平成 23 年 3 月 31 日	平成 24 年 3 月 31 日	平成 25 年 3 月 31 日																																																																																								
金融機関	10 名	8 名	4 名																																																																																								
不動産会社	2 名	2 名	2 名																																																																																								
建設会社	4 名	4 名	1 名																																																																																								
厚生労働省	10 名	7 名	13 名																																																																																								
その他	5 名	4 名	4 名																																																																																								
計	31 名	25 名	24 名																																																																																								
資格種別	人数	資格種別	人数																																																																																								
医師	1 名	特別管理産業廃棄物管理責任者（PCB等）	1 名																																																																																								
不動産鑑定士	1 名	土地区画整理士	2 名																																																																																								
宅地建物取引主任者	4 名																																																																																										

評価シート（１）

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績
	（１）必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。	（１）必要に応じ、入札物件情報の作成、入札案内の作成、入札手続等の業務について外部委託を行う。	（１）効率的な業務運営のための外部委託の活用 ・社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡への対応のため、２業務について外部委託を実施し、必要な体制を整備した。 ・社会保険病院等の運営管理に資するため、24年３月期の合算財務諸表をもとに、財務調査により作成された合算財務諸表に基づき、新機構に改組された時点において想定される新機構開始貸借対照表を作成するとともに、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運営と適正な内部統制を確保する観点から社会保険病院等に係る財務及び内部統制に関する調査（第３フェーズ）を行った。 ① 社会保険病院等の譲渡指示に備えた体制整備 i) 不動産の売却に係る入札補助業務 川崎社会保険病院（老人保健施設を含む。以下「川崎社会保険病院等」という。）の譲渡に当たり、一般競争入札により選定した業者に、物件概要書の作成及び入札関連書類の配布等の入札補助業務を委託した。 ii) 社会保険病院等の譲渡に係る病院事業等の引継ぎ支援業務 川崎社会保険病院等の譲渡に効率的かつ弾力的に対応するため、企画競争により選定した業者に、社会保険病院等の譲渡にかかる病院事業の引き継ぎ支援業務について委託した。 ②社会保険病院等の運営管理体制に資する外部委託 i) 社会保険病院等に係る財務及び内部統制に関する調査業務（第３フェーズ） 統一的な基準において、各病院等の財務状況を把握する必要があることから、平成 22 年度より実施してきた財務調査（第 1・2 フェーズ）に引き続き、委託契約を延長し、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、①運営を委託している病院等について R F O 資産を含めた合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びに前述の合算貸借対照表を基に新機構に改組された時点で想定される新機構開始貸借対照表の作成、及び②各病院等における現金、預金、医業未収金等の各勘定が適切な内部統制のもとで管理されているか等について、社会保険病院等に係る財務及び内部統制調査（第３フェーズ）（以下「財務調査（第３フェーズ）」という。）を行った。 ii) 社会保険病院等の不動産価格に係る鑑定業務 財務調査により作成された合算貸借対照表及び合算損益計算書に基づく事業収支等の分析結果を不動産鑑定に反映させる鑑定評価業務を一般競争入札により選定した鑑定業者に引き続き委託した。 （２）施設の運営委託 ・平成 24 年 4 月 1 日に新たに出資された船員保険病院について、船員保険会と経営委託契約を締結した。 ・社会保険病院等については、機構に出資される前に社会保険庁が委託していた公益法人等と、社会保険庁が契約していた内容を基本として委託契約を締結している。 【具体的委託先】 （社）全国社会保険協会連合会、（財）厚生年金事業振興団、（財）船員保険会、（社）地域医療振興協会、公立紀南病院組合
また、施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行うこと。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とすること。	（２）施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、公益法人等への委託により行う。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。	（２）施設が譲渡又は廃止されるまでの間の施設運営については、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人等への委託により行う。 なお、この場合の委託契約の内容は、機構設立前に社会保険庁が委託していた公益法人との契約内容を基本とする。	

評価の視点等	自己評価	S	評価	A
【評価項目1 効率的な業務運営体制の確立】	機構については、平成24年3月30日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成24年4月に地域医療機能推進機構準備室を設置した。 新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる3団体に運営されている約60の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られたところである。 一方で、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を掲げている。こうしつつ、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保した上で、施設部を廃止するなど組織の見直しを行い、結果として、平成24年度末の常勤役職員数は平成23年度末比△1名の24名としており、基準人員41名に対しては、目標の8%を大幅に上回る41.5%の削減となっている。		【委員会としての評定理由】 新機構への改組に向けた準備を行うため、平成24年4月に地域医療機能推進機構準備室を設置し、人事・給与体系を含む組織文化の異なる3団体に運営されている病院を独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するため、各団体との高度な折衝や調整を行った。その一方で、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保しつつ、実態に即した組織・人員体制の見直しを行い、平成24年度末の常勤役職員数は24名となり、平成17年度に比べて目標の8%を大幅に上回る41.5%の削減が図られており、効率的な体制を確保したことは評価できる。 なお、機構全体の業務体制としては、新機構への移行準備業務の比重が高いため、厚生労働省からの出向者が半数超を占めているが、独立行政法人としての機能を十分発揮する観点から、今後は積極的に民間出身者を登用した体制が確立されることに期待したい。	
【数値目標】 ○「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成25年度末までに、平成17年度に比べて8%以上の人員の削減を行う。	平成24年度末の常勤役職員数は24名（平成23年度末比△1名）となり、基準人員41名に対し41.5%の削減となっている。			
【評価の視点】 ○組織編成、人員配置については、専門家の知見を最大限活用できる体制を確立し、適切な運営がなされたか。	実績：○ 機構については、平成24年3月30日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成24年4月に地域医療機能推進機構準備室を設置した。 新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる3団体に運営されている約60の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られる一方、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保したところである。		【各委員の評定理由】 ・組織文化の異なる3団体に運営されている多数の病院を統一した制度に移行するために、専門的な知見を活かせる体制を維持しつつ、人員削減目標を大幅に上回る実績を達成したことは高く評価できる。特に、給与体系等の統一に向け、精力的に努力した点などを評価した。 ・新機構への改組に向けての職員の再配置、人事制度の整備を適切に行った。 ・業務内容の変化に応じた人員配置・会計やガバナンス体制、意識改革等の困難な準備作業に対して、十二分な成果をあげつつあり、高く評価できる。今後の移行状況を見守りたい。	
○業務の外部委託も含めた実情に即した効率的な業務運営体制を確立し、適切な運営がなされたのか。社会保険病院等の運営・管理及び譲渡に対応したものとなっているか。	実績：○ 平成24年度においては、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保した上で、施設部を廃止する一方、平成26年4月の新機構への改組準備に必要な地域医療機能推進機構準備室を設置した。 また、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、①運営を委託している病院等についてRF〇資産を含めた合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びに前述の合算貸借対照表を基に新機構に改組された時点で想定される新機構開始貸借対照表の作成、及び②各病院等における現金、預金、医業未収金等の各勘定が適切な内部統制のもとで管理されているか等について財務調査（第3フェーズ）を行った。 なお、財務調査により作成された合算財務諸表に基づく事業収支等の分析結果を、不動産鑑定に反映させる鑑定評価業務について委託した。 社会保険病院等の譲渡への対応については、社会保険病院等の譲渡に係る、病院事業等の引き継ぎ支援業務及び不動産の売却に係る物件概要書作成及び入札補助業務を外部委託し、必要な体制を整備した。		・1 新機構への改組に当たり準備室を設けた。病院ごとに文化、ガバナンス、人事・給与制度が異なっている。また財務・内部統制上の問題も多数ある。これをまとめていく作業が必要となる。この作業は長時間を要するため、工程表を作成し、進捗管理を行うことが重要である。この進捗管理が不十分であると考える。 2 新機構の準備のために、病院等と折衝を行える専門性の高い人が必要となる。このために厚労省から人員を受け入れた。この結果金融機関、建設会社出身者が7名減少し、厚労省出身者が6名増加した。全体では1名減少となった。 以上からSだが、Aとする。 ・効率的な業務運営のための外部委託を実施し必要な体制を整備した。平成24年度の常勤役職員数は24名となり基準人員41名に対し41.5%の削減となっている。新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られ、民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保。 ・独自の給与体系、組織体系であった各団体を統一した制度の下へ移行させるために必要な措置が、最小限のスタッフによって実現されたと評価できる。人員数の制約から外部委託を活用するなど、効率的な運用が行われているものと考える。	
○内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関わる法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。（政・独委の評価の視点）	実績：○ 内部統制に係る取組の評価については、独立行政法人通則法に基づく監事及び会計監査人による監査に加えて、当機構独自の評価として、 監事による理事長決裁文書の確認 監事の役員会及び定例会議への出席 といった日常的モニタリングの仕組みを整備している。			

評価の視点等	自己評価	—	評価	—
○法人の業務改善の取組を適切に講じているか。またそのための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。（政・独委の評価の視点）（委員長通知別添三①と同様）	実績：○ 新機構移行に向けて、当機構の業務が大きく変化している中、理事長が方針を決定し、全院長が参加する院長会議を自ら開催し、必要な時期に必要な議論を行い、決定することにより、新機構への移行にかかる準備作業を円滑に実施した。		・中央省庁出身者が過半を占める体制となっている。年金福祉施設の売却から地域医療機構への改組に大きく業務内容が変わったことから、やむを得ない面もあるが、独立行政法人としての機能を十分に発揮させるためには、民間人の登用をもっと積極的に行い、行政が行う場合と異なる業務体制を確立すべきではないか。人員が削減しているが、むしろ、新しい業務体制のためには、必要な人員を確保することも必要ではないかと考えられる。	
○国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続する必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。（委員長通知別添三②）	実績：○ 当機構は、諸会議において、事務・事業の必要性や費用対効果についても議論しており、必要性の乏しい事務等があった場合には、理事長の方針決定に基づき速やかに見直しを行うこととしている。			
○関連公益法人との関係について、透明性確保に向けた見直しを図っているか。（委員長通知別添三③）	実績：○ 公益法人等に対する補助金の交付等及び特定の業務の独占的な委託は行っていない。また、当機構には関連法人は存在しない。（別添資料項目 5 ⑦参照）			

評価シート（２）

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績
２ 業務管理の充実 業務の計画的な推進を図るとともに、継続的な業務改善やリスク管理の徹底を図ること。	２ 業務管理の充実 （１）業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。 （２）業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。	２ 業務管理の充実 （１）機構設立の際、国から出資を受ける資産並びに承継する権利及び義務に係る情報等について、中期目標期間の機構の業務に支障を来さぬよう適切に整理を行い、当該情報等の管理体制の確立を図る。 （２）業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底を図る。 （３）業務遂行において生じうる多様な事業リスクを的確に把握・管理する。	２ 業務管理の充実 （１）平成 24 年 4 月に出資された船員保険病院（3 病院）にかかる諸情報をデータベース化し、適切に整理を行った。 また、これらの船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、PCB、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。 （２）厚生労働大臣から譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡業務については、譲渡に係る病院数が平成 23 年度の 2 病院から平成 24 年度は以下の 6 病院に増えたが、進捗管理の徹底を図り適切に実施した。特に東北厚生年金病院については、譲渡指示から引き渡しまでが 5 ヶ月と非常に短い期間であったが、進捗管理の徹底により円滑な譲渡を行った。 1. 健康保険鳴門病院 - 平成 24 年 3 月 28 日付で徳島県と売買契約を締結した健康保険鳴門病院（健康保険鳴門看護専門学校を含む。以下「健康保険鳴門病院等」という。）について、平成 24 年度に、引渡しに係る業務を実施した。 2. 川崎社会保険病院 - 平成 23 年 12 月 21 日付けで厚生労働省より譲渡指示のあった川崎社会保険病院等について、平成 24 年 5 月 18 日に一般競争入札を実施した。医療法人社団葵会が落札し、同日付で売買契約を締結した。（契約金額：6,000 百万円） 3. 東北厚生年金病院 - 平成 24 年 11 月 9 日付で厚生労働省より学校法人東北薬科大学への譲渡指示のあった東北厚生年金病院について、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市の意見を踏まえた上で譲渡条件等を設定し、平成 24 年 12 月 11 日付けで売買契約を締結した。（契約金額：760 百万円） 4. 東京北社会保険病院 - 平成 24 年 11 月 9 日付で厚生労働省より委託先団体でもある公益社団法人地域医療振興協会への譲渡指示のあった東京北社会保険病院（老人保健施設を含む。以下「東京北社会保険病院等」という。）について、所在地方公共団体である東京都及び北区からの意見を踏まえた上で譲渡条件等を設定し、平成 25 年 1 月 23 日付けで売買契約を締結した。（契約金額：3,825 百万円） 5. 社会保険鰺沢病院 - 平成 24 年 12 月 10 日付で厚生労働省より富士川町への譲渡指示のあった社会保険鰺沢病院（老人保健施設を含む。以下「社会保険鰺沢病院等」という。）については、山梨県富士川町との譲渡条件等に係る協議を開始した。 6. 社会保険紀南病院 - 平成 24 年 12 月 10 日付で厚生労働省より公立紀南病院組合への譲渡指示のあった社会保険紀南病院（社会保険紀南看護専門学校を含む。以下「社会保険紀南病院等」という。）については、同組合との譲渡条件等に係る協議を開始した。 ・ 会議による管理 業務の進捗に関しては、役員会（原則月 1 回開催、構成員：理事長、理事、監事）に主たる業務の進捗状況を定期的に報告するほか、定例会議（週 1 回開催：全役職員）においても適宜状況報告及び進捗管理を行っている。計画進捗のために何らかの方策が必要な事項に関しては、適宜関係者で打合せを行い、方針を決定し対処した。 ・ システムによる管理 情報管理、計画管理、進捗管理、実績管理の各業務に対応したデータベースを構築することにより、情報を共有し日々の管理を行える体制をシステムとして整備している。 （３）機構保有施設や機構以外の機関が保有する物件につき、機構を通じて優先譲受・随意契約ができる等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられている。これら偽情報等のリスク情報について、偽情報による被害の発生を抑止のため、当事者より詳細な事情聴取を行い、関係当局への情報提供を行うと共に、ホームページにおいて周知を図った。

評価の視点等	自己評価	S	評価	A
【評価項目 2 業務管理の充実】	・平成 24 年 4 月に出資された船員保険病院（3 病院）にかかる諸情報をデータベース化し、適切に整理を行った。 また、これらの船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、P C B、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った ・厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡業務については、譲渡に係る病院数が平成 23 年度の 2 病院から平成 24 年度は 6 病院（健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等、社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等）に増えたが、進捗管理の徹底を図り適切に実施した。特に東北厚生年金病院については、譲渡指示から引き渡しまでが 5 ヶ月と非常に短い期間であったが、進捗管理の徹底により円滑な譲渡を行った。 ・機構保有施設や機構以外の機関が保有する物件につき、機構を通じて優先譲受・随意契約ができる等の偽情報が流布されているとの情報が寄せられている。これら偽情報等のリスク情報について、偽情報による被害の発生の抑止のため、当事者より詳細な事情聴取を行い、関係当局への情報提供を行うと共に、ホームページにおいて周知を図った。			【委員会としての評定理由】 厚生労働大臣から譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡について、平成 2 3 年度の 2 病院から平成 2 4 年度は 6 病院に増えたが、進捗管理の徹底が図られ適切に実施しており、特に東北厚生年金病院については、譲渡指示から引き渡しまでが 5 ヶ月と非常に短い期間であったが、進捗管理の徹底により円滑な譲渡が行われたと認められ、評価できる。また、平成 2 4 年 4 月 1 日に出資された船員保険病院のエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行ったことも評価できる。 【各委員の評定理由】 ・譲渡指示のあった 6 病院について、進捗管理の徹底を図り円滑な譲渡を行った。ただし、出資価格比については、2 4 年度は 1 0 2 . 3 % であり、目標を上回るものの、大幅ではないため評価を A とした。 ・病院の譲渡業務については、6 病院の譲渡業務と引き渡しを円滑に実施した。ただし、譲渡価格の算定方法、評価・鑑定方法について、明確な説明が無かったため、A 以上の評価とすることはできない。 ・新体制への移行準備と並行して譲渡業務に関して成果をあげており（例として川崎病院の入札）、高く評価できる。但し、従来の不動産売却業務にみられたノウハウを確実に引き継ぐように売却プロセスのマニュアル化が望まれる。 ・1 船員保険病院 3 を増資で受け入れた。この受入に当たり、建築基準法・消防法の順守状況修繕更新費用資産等を含めたエンジニアリングレポートを作成した。しかしこれは R F O としての本来の責務である。 2 厚労省より譲渡指示のあった 6 病院について譲渡の手続きを進めた。川崎社会保険病院を一般的な競争入札で売却した。また東北厚生年金と東京北社会保険病院を随意契約で売却契約を締結した。随意契約の場合譲渡価格が重要となる。諮問委員会は価格決定プロセスを審議し、価格そのものは審議しない。随意契約のチェック体制としては弱いと考える。しかも 2 4 年度は諮問委員会は 1 回しか開かれておらず、十分な時間もとられていない。以上より S 評価だが、A とする ・諸情報をデータベース化し、適切に整理を行った、各病院の状況把握。厚生労働大臣から譲渡指示のあった社会保険病院等の譲渡業務については、譲渡に係る病院数が平成 2 3 年度 2 病院から平成 2 4 年度 6 病院に増えたが、進捗管理の徹底を図り適切に実施、譲渡指示から引き渡しまで 5 ヶ月と非常に短い期間であったが、進捗管理の徹底により円滑な譲渡を行った。 ・様々な譲渡手法によって、病院の譲渡が適切に行われている。また偽情報等に関するリスク管理も適切に行われている。ただ、譲渡価格の根拠、把握が不十分ではないか。 ・厚労省から指示があった施設について、データを整理したうえで処分にこぎつけたことは評価できる。但し、施設譲渡の売却プロセスについて今後、基となる考え方を構築していくよう期待する。
【数値目標】 ○業務の計画的推進を図るため、進捗管理を徹底し、5 年間で全ての施設を売却する。そのため、平成 21 年度、平成 22 年度の年度計画に対する売却施設数の達成率を 100% とする。また、厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡を中期目標期間内に実施する。	・平成 21 年度の年度計画（65 施設）に対する決算ベース売却施設数（65 施設）及び平成 22 年度の年度計画（18 施設）に対する決算ベース売却施設数（18 施設）の達成率はともに 100% であり、平成 17 年度からの 5 年間で全ての施設の売却を完了した。 ・川崎社会保険病院等：平成 23 年 12 月に厚生労働大臣より一般競争入札による譲渡指示、平成 24 年 5 月に一般競争入札を実施、医療法人社団葵会が落札し、売買契約を締結した。（平成 25 年 4 月 1 日引渡し） ・東北厚生年金病院：平成 24 年 11 月に厚生労働大臣より随意契約による譲渡指示、平成 24 年 12 月に学校法人東北薬科大学と売買契約を締結した。（平成 25 年 4 月 1 日引渡し） ・東京北社会保険病院等：平成 24 年 11 月に厚生労働大臣より随意契約による譲渡指示、平成 25 年 1 月に公益社団法人地域医療振興協会と売買契約を締結した。（平成 26 年 3 月 10 日引渡し予定） ・社会保険鰺沢病院等：平成 24 年 12 月に厚生労働大臣より随意契約による譲渡指示、譲渡を希望する山梨県富士川町と譲渡条件等に係る協議を開始した。 ・社会保険紀南病院等：平成 24 年 12 月に厚生労働大臣より随意契約による譲渡指示、譲渡を希望する公立紀南病院組合と譲渡条件等に係る協議を開始した。			
【評価の視点】 ○国から出資を受けた資産並びに承継した権利及び義務に係る情報等について、適切に整理を行い、当該情報等の管理体制を確立できたか。	実績：○ ・平成 24 年 4 月に出資された船員保険病院（3 病院）にかかる諸情報をデータベース化し、適切に整理を行った。 ・船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、P C B、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。			
○業務の計画的推進を図るため、進捗管理の徹底に向けて、具体的な取組がなされたか。	実績：○ 業務の進捗管理については役員会、定例会議及びシステムの両面で行っており、計画的推進を図っている。			
○業務遂行において生じうる多様な事業リスクの的確な把握・管理に向けて、具体的な取組がなされたか。	実績：○ ・偽情報等のリスク情報について、偽情報による被害の発生の抑止のため、当事者より詳細な事情聴取を行い、関係当局への情報提供を行うとともに、ホームページにおいて周知を図った。			

評価シート（3）

中期目標	中期計画	平成 2 4 年度計画	平成 2 4 年度の業務の実績			
3 業務運営の効率化に伴う経費節減 機構の業務運営に当たっては、年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ち、機構の運営経費をできる限り節減すること。 <						

中期目標	中期計画	平成 2 4 年度計画	平成 2 4 年度の業務の実績									
（２）「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うこと。 併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。 さらに、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すこと。	（３）「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8%以上の人員の削減を行う。 また、国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。 さらに、総人件費については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直す。	（３）国家公務員の給与構造改革を踏まえて、役職員の給与について必要な見直しを進める。	（３） ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。 【人事院勧告分】 平成 24 年 3 月から、役職員の俸給月額の引下げを実施した。（平均▲0.23%）※平成 23 年 4 月からの較差相当分は、平成 24 年 6 月期の賞与で調整 【臨時特例分】 平成 24 年 6 月から平成 26 年 3 月までの間（ただし、平成 24 年 4 月及び 5 月分は平成 24 年 6 月支給分で調整） ・役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。（▲9.77%） ・職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。（行（一）相当職員） <table><tr><td>① 俸給月額</td><td>7 級以上（国の 7 級以上相当）</td><td>▲9.77%</td></tr><tr><td></td><td>3 級～6 級（国の 3 級～6 級相当）</td><td>▲7.77%</td></tr><tr><td></td><td>1 級～2 級（国の 1 級～2 級相当）</td><td>▲4.77%</td></tr></table> ※その他の俸給表適用職員については、これに準じた支給減額率 ② 俸給の特別調整額（管理職手当） 一律▲10% ③ 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77% ④ 地域手当等の俸給月額に連動する手当（期末手当及び勤勉手当を除く）の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出 ・役員（理事長）の報酬等については、平成 18 年度より特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるよう努めている。 (別添資料項目 3 ①参照) ・また、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について（平成 24 年 8 月 7 日閣議決定）に基づき、平成 25 年 1 月から退職日に応じて役職員の退職金の削減措置を講じている。	① 俸給月額	7 級以上（国の 7 級以上相当）	▲9.77%		3 級～6 級（国の 3 級～6 級相当）	▲7.77%		1 級～2 級（国の 1 級～2 級相当）	▲4.77%
① 俸給月額	7 級以上（国の 7 級以上相当）	▲9.77%										
	3 級～6 級（国の 3 級～6 級相当）	▲7.77%										
	1 級～2 級（国の 1 級～2 級相当）	▲4.77%										
（３）契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施すること。	（４）契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施する。	（４）契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づく取組を着実に実施する。	（４）当機構においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）や「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日厚生労働大臣通知）等に基づく、契約監視委員会の設置、随意契約等見直し計画の策定、一般競争入札の徹底等の各種取組みを着実に実施するとともに、入札執行及び契約審査に知見を有する外部顧問を設置し、日常的に審査・指導を受けることのできる体制を整備している。									
（４）情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図ること。	（５）情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図る。	（５）情報保護を徹底するため、情報セキュリティ対策の充実を図る。	（５）施設譲渡に係る入札情報等の重要情報の紛失・漏洩を防止するため、ウイルス対策ソフトの導入、パソコン起動時のパスワード設定等、情報セキュリティー対策の充実を図っているところである。									

評価の視点等	自己評価	A		評定	A	
【評価項目 3 業務運営の効率化に伴う経費節減】	・一般管理費（人件費除く）については、調達の必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、平成 17 年度との比較で過去最高の 60%節減、前年度（平成 23 年度決算額）との比較でも 15%節減した。 ・業務経費については、業務内容の精査、一般競争入札の徹底、事務所の移転による賃借料の削減等により、できる限りの節減に努めた結果、予算 12,393 百万円に対して、実績は 3,616 百万円、予算比 8,776 百万円の減となっている。この内、4,913 百万円については、災害復旧整備が発生しなかったこと、耐震補強工事の完了時期が平成 25 年度となり、当初予定していた支払が発生しなかったこと及び各種の節減に取り組んだことにより予算比で節減されている。 ・各種調達に当たっては、原則として一般競争入札によることし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、徹底した経費節減を図っている。			【委員会としての評定理由】 一般管理費は、削減の取り組みの結果、平成 1 7 年度との比較で過去最高の 6 0 %節減、平成 2 3 年度決算額との比較でも 1 5 %の節減となっており、評価できる。業務経費については、予算比で大幅に減少しているが、主な減少要因は、災害復旧経費が発生しなかったこと等により、当初予定していた支払が発生しなかったことが主たる要因となっている。		
【数値目標】 ○中期目標期間の最終の事業年度において、一般管理費（人件費除く）の額を対 17 年度比で 18%以上削減する。	平成 24 年度末の一般管理費（人件費除く）の額（17 百万円）は、平成 17 年度に比べ 60%の削減となっている。			【各委員の評定理由】 - 施設整備経費についてはほぼ予定どおり、その他の経費については、予定を下回る支出となり、剰余発生。一般管理費については、H 1 7 に比べ 6 0 %削減。 - 施設整備費を除外しても数値目標を上回る実績となったことは評価できる。 - 一般管理費の削減、鑑定経費の入札による減少等、着実な削減効果を得ており、		

評価の視点等	自己評価	－	－	評定	－	－
【評価の視点】 ○一般管理費（人件費を除く。）については、中期目標期間の最終の事業年度において、対平成 17 年度比 18%以上の額を節減すること。	実績：○ 平成 24 年度の一般管理費（人件費除く）は、平成 17 年度との比較で過去最高の 60%節減、前年度（平成 23 年度決算額）との比較でも 15%を節減した。			評価できる。 ・ 1 一般管理費については 1 7 年度比 6 0 %の削減、前年比 1 5 %の削減を行った。		
○一般管理費（人件費を除く。）の削減について、中期計画に掲げる目標値の達成に向けた取組が行われ、着実に進展しているか。	実績：○ 一般管理費（人件費除く）の削減については、調達の必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、平成 17 年度との比較で過去最高の 60%の削減、前年度（平成 23 年度決算額）との比較でも 15%の節減となっており、着実に進展している。（前掲 業務実績 第 1 の 3. 業務運営の効率化に伴う経費節減(1) 参照）			2 業務経費については予算比 8 7 億の削減となっているが、予算そのものが予備費的なものと考えられる。したがって業務経費の予算比 8 7 億減については高い評価はできない。 ・ 業務運営経費節減、平成 1 7 年度との比較で過去最高の 6 0 %の削減、前年度との比較でも 1 5 %の削減。業務経費については、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行に努めた。 ・ 業務経費のうちの施設整備費の予算と実績の差が経費削減効果として寄与しているが、これは震災対応のために事前に予算を多めに確保していたことによるものである。震災が起こった後の予算確保が困難なための措置であることは十分に理解できるが、経費削減努力によるものとは言い難い。ただ、人件費その他の経費削減も実施されており、総合的には経費削減努力が行われているとは評価できる。		
○事業費における冗費を点検し、その削減を図っているか。 <u>委員長通知別添二①</u>	実績：○ 庁費等については、年度・月単位での比較等の点検を行い、増減の要因を確認した上で、適正な執行に努めている。（別添資料項目 4 参照）			・ 予備的経費が不要となったため、経費の削減の結果となっているが、これは評価の対象とはならない、むしろ、施設整備をいかに効率的に行ったのかの工夫についての説明が欲しい。役職員の給与の見直しや入札のあり方については、改善されている。		
○業務経費について、費用対効果を十分に踏まえた効率的な執行を実現するため、具体的な取組がなされたか。	実績：○ ・ 業務経費については、業務内容の精査、一般競争入札の徹底、事務所の移転による賃借料の削減等により、できる限りの節減に努めた結果、予算 12,393 百万円に対して、実績は 3,616 百万円、予算比 8,776 百万円の減となっている。この内、4,913 百万円については、災害復旧整備が発生しなかったこと、耐震補強工事の完了時期が平成 25 年度となり、当初予定していた支払が発生しなかったこと及び各種の節減に取り組んだことにより予算比で節減されている。 ・ 各種調達に当たっては、原則として一般競争入札によることし、一般競争入札になじまない一部の業務については企画競争を行い、徹底した経費節減を図っている。					
○総人件費改革を進めるため、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、的確な業務を執行する体制を維持しつつ、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8%以上の人員の削減を行うための取組を進めたか。 （政・独委の評価の視点と同様）	実績：○ 機構については、平成 24 年 3 月 30 日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成 24 年 4 月に地域医療機能推進機構準備室を設置した。 新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる 3 団体に運営されている約 60 の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られたところである。 一方で、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8 %以上の人員の削減を掲げており、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保した上で、施設部を廃止するなど組織の見直しを行い、結果としては、平成 24 年度末の常勤役職員数は平成 23 年度末比△1 名の 24 名としており、基準人員 41 名に対しては、目標の 8 %を大幅に上回る 41.5%の削減となっている。（別添資料項目 3 ①参照）					
○国家公務員の給与構造改革を踏まえ、役職員の給与について必要な見直しを進めたか。	実績：○ 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。 【人事院勧告分】 平成 24 年 3 月から、役職員の俸給月額の引下げを実施した。（平均▲0.23%）※平成 23 年 4 月からの較差相当分は、平成 24 年 6 月期の賞与で調整 【臨時特例分】 平成 24 年 6 月から平成 26 年 3 月までの間（ただし、平成 24 年 4 月及び 5 月分は平成 24 年 6 月支給分で調整） ・ 役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。（▲9.77%） ・ 職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。（行（一）相当職員） ① 俸給月額 7 級以上（国の 7 級以上相当） ▲9.77% 3 級～ 6 級（国の 3 級～ 6 級相当） ▲7.77% 1 級～ 2 級（国の 1 級～ 2 級相当） ▲4.77%					

評価の視点等	自己評価	—	—	評定	—	—																		
	※その他の俸給表適用職員については、これに準じた支給減額率 ② 俸給の特別調整額（管理職手当） 一律▲10％ ③ 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77％ ④ 地域手当等の俸給月額に連動する手当（期末手当及び勤勉手当を除く）の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出 ・また、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について（平成 24 年 8 月 7 日閣議決定）に基づき、平成 25 年 1 月から退職日に応じて役職員の退職金の削減措置を講じている。（別添資料項目 3 ①参照）																							
○国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のよう な観点から厳格なチェックが行われているか。 ・給与水準の給与水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定 する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対し て納得の得られるものとなっているか。 ・法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっ ているか。 （政・独委の評価の視点）（委員長通知の別添一①と同様）	実績：○ 平成 24 年度の当機構のラスパイレス指数については、国の給与改正に準じて給与の見直しを行 っており、対国家公務員指数で 117.9 となっている。（別添資料項目 3 ①参照） 当機構の今年度の調査対象者は全員が国からの出向者であり、給与水準は国に準じた体系を取 っていることから、各個人への支給額は国に在籍していたときと基本的には変わらない。 こういった事情にもかかわらず、国の給与水準を上回っている原因は、以下の理由が考えられる。 ①地域的要因 調査対象者全員の在勤地が東京都であること。 ②職員構成の相違 調査対象者が 8 人と少なく、指数算出のための母数が小さいため、1 人の給与が全体の指数 に大きな影響を与える。今年度、当機構は管理職の高い割合となっている。 さらに、俸給、諸手当等の額は国家公務員の水準と同額であるが、各手当に関する支給額の 平均が国家公務員の平均を上回っている。 ③新機構改組へ向けた困難な業務に対応するための職員配置 現在、社会保険病院・厚生年金病院・船員保険病院の病院を運営している組織文化の異なる 公益法人 3 団体を、統一的なルールを策定した上で独立行政法人に相応しい制度に移行する 必要があり、各団体との高度な折衝や調整が求められること。また、各種制度に精通しつつ、 激変緩和措置を設けるなど柔軟に対応することも必要なことから、相当程度のキャリアを積 み、高い業績評価を受けている職員（管理職員）を配置したこと。 （参考）対国家公務員ラスパイレス指数 <table><tr><td></td><td>H20 年度</td><td>H21 年度</td><td>H22 年度</td><td>H23 年度</td><td>H24 年度</td></tr><tr><td>対国家公務員</td><td>111.6</td><td>110.0</td><td>103.7</td><td>99.8</td><td>117.9</td></tr><tr><td>地域・学歴勘案</td><td>105.3</td><td>99.8</td><td>95.6</td><td>91.6</td><td>108.5</td></tr></table>		H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	対国家公務員	111.6	110.0	103.7	99.8	117.9	地域・学歴勘案	105.3	99.8	95.6	91.6	108.5					
	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度																			
対国家公務員	111.6	110.0	103.7	99.8	117.9																			
地域・学歴勘案	105.3	99.8	95.6	91.6	108.5																			
○国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 （委員長通知別添一③）	実績：○ 国と異なる手当はない。 今後とも国の基準に準じて見直しに努める。（別添資料項目 3 ②参照）																							
○法定外福利費の支出は、適切であるか。 （委員長通知別添一④）	実績：○ 当機構における法定外福利費は「労働安全衛生法に基づく健康診断費用」及び「人間ドック等の 健康診断費用」のみであり、その他レクリエーション等経費への支出はない。（別添資料項目 3 ③ 参照）																							
○契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適 切性等、必要な評価が行われているか。 （政・独委の評価の視点）	実績：○ 「独立行政法人における契約の適正化（依頼）」（平成 20 年 11 月 14 日総務省行政管理局長事 務連絡）において講ずることとされている措置についてはすべて実施済である。（別添資料項目 5 ⑤参照）																							

評価の視点等	自己評価	—	評価	—
○契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。 （政・独委の評価の視点）	実績：○ 当機構においては、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）や「調達の適正化について（依頼）」（平成 22 年 4 月 6 日厚生労働大臣通知）等に基づく、契約監視委員会の設置、随意契約等見直し計画の策定、一般競争入札の徹底等の各種取組みを着実に実施するとともに、入札執行及び契約審査に知見を有する外部顧問を設置し、日常的に審査・指導を受けることのできる体制を整備している。			
○契約監視委員会での見直し・点検は適切に行われたか。（その後のフォローアップを含む。）。また、「随意契約等見直し計画」が計画どおり進んでいるか。 （委員長通知別添二③）	実績：○ 平成 24 年度のすべての契約（少額随契を除く）について点検を受け、特段の指摘事項はなかった。平成 24 年度においても「随意契約等見直し計画」に沿った取り組みを着実に実施した結果、随意契約についてはすべて随意契約によらざるを得ないもののみである。なお、平成 24 年度においては、一者応札となったものはなかった。			
○個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。 （政・独委の評価の視点）（委員長通知の別添二②と同様）	実績：○ 当機構においては個々の契約について、①担当部での審査（決裁）、②総務部（経理担当）での審査（決裁）、③契約審査会（理事長、理事、監事、入札執行及び契約審査に知見を有する外部顧問等で構成）での審査（決裁）、④契約状況のホームページでの公表、⑤役員会での事後点検（四半期ごと）、⑥契約監視委員会での事後点検という仕組みにより、重層的に検証・評価を行い、競争性・透明性を確保している。			
○総人件費改革は進んでいるか。（委員長通知別添一②）	実績：○ ・機構については、平成 24 年 3 月 30 日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成 24 年 4 月に地域医療機能推進機構準備室を設置した。 新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる 3 団体に運営されている約 60 の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られたところである。 一方で、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8 %以上の人員の削減を掲げており、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保した上で、施設部を廃止するなど組織の見直しを行い、結果としては、平成 24 年度末の常勤役職員数は平成 23 年度末比△1 名の 24 名としており、基準人員 41 名に対しては、目標の 8 %を大幅に上回る 41.5%の削減となっている。 ・国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成 24 年法律第 2 号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講じた。 【人事院勧告分】 平成 24 年 3 月から、役職員の俸給月額の引下げを実施した。（平均▲0.23%）※平成 23 年 4 月からの較差相当分は、平成 24 年 6 月期の賞与で調整 【臨時特例分】 平成 24 年 6 月から平成 26 年 3 月までの間（ただし、平成 24 年 4 月及び 5 月分は平成 24 年 6 月支給分で調整） ・役員の報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した。（▲9.77%） ・職員の給与について、本俸等の減額を以下のとおり実施した。（行（一）相当職員） ① 俸給月額 7 級以上（国の 7 級以上相当） ▲9.77% 3 級～6 級（国の 3 級～6 級相当） ▲7.77% 1 級～2 級（国の 1 級～2 級相当） ▲4.77% ※その他の俸給表適用職員については、これに準じた支給減額率 ② 俸給の特別調整額（管理職手当） 一律▲10% ③ 期末手当及び勤勉手当 一律▲9.77% ④ 地域手当等の俸給月額に連動する手当（期末手当及び勤勉手当を除く）の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出 ・役員（理事長）の報酬等については、平成 18 年度より特別手当について業績評価による算定を導入するとともに、厚生労働事務次官の報酬額の範囲内となるよう努めている。 ・また、国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について（平成 24 年 8 月 7 日閣議決定）に基づき、平成 25 年 1 月から退職日に応じて役職員の退職金の削減措置を講じている。（別添資料項目 3 ①参照）			

評価シート（４）

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績
第３ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １ 各施設の経営状況等の把握 中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を把握する。 ２ 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 年金福祉施設等が所在する地方公共団体に対し、必要に応じ、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行う。	第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 １ 各施設の経営状況等の把握 ・各施設の経営実績等については、平成 22 年度より実施してきた財務調査（第 1・2 フェーズ）に引き続き、平成 24 年度においても平成 24 年 3 月期の各病院等の財務諸表を基に実施した財務調査（第 3 フェーズ）により R F O資産を含めた経営状況等を把握している。 ・平成 24 年 4 月に出資された船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、P C B、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。 ２ 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明 ・平成 24 年 11 月 9 日付で譲渡指示が出された、東北厚生年金病院については宮城県及び仙台市より、東京北社会保険病院等については、東京都及び北区より、それぞれ厚生労働省に寄せられた意見を踏まえた上で譲渡条件等について説明を行い、決定した。 ・平成 24 年 12 月 10 日付で譲渡指示が出された社会保険鰯沢病院等については山梨県及び富士川町に、社会保険紀南病院等については和歌山県にそれぞれ譲渡条件等の要望について説明を行った上で意見を徴し、協議を開始した。

評価の視点等	自己評価	A	評価	A
【評価項目 4 各施設の経営状況等の把握 機構の業務内容に関する地方公共団体への説明】	・各施設の経営実績等については、平成 22 年度より実施してきた財務調査（第 1・2 フェーズ）に引き続き、平成 24 年度においても平成 24 年 3 月期の各病院等の財務諸表を基に実施した財務調査（第 3 フェーズ）により R F O 資産を含めた経営状況等を把握している。 ・平成 24 年 4 月に出資された船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、P C B、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。 ・平成 24 年 11 月 9 日付で譲渡指示が出された、東北厚生年金病院については宮城県及び仙台市より、東京北社会保険病院等については、東京都及び北区より、それぞれ厚生労働省に寄せられた意見を踏まえた上で譲渡条件等について説明を行い、決定した。 ・平成 24 年 12 月 10 日付で譲渡指示が出された社会保険鰯沢病院等については山梨県及び富士川町に、社会保険紀南病院等については和歌山県にそれぞれ譲渡条件等の要望について説明を行った上で意見を徴し、協議を開始した。		【委員会としての評定理由】 病院の財務調査を行い、各病院の経営状況等の把握に努めるとともに、厚生労働省から譲渡指示が出された社会保険病院等について、地元自治体と綿密な協議・連絡を行い、譲渡の手続きが適切に行われたことは評価できる。 【各委員の評定理由】 ・地元の自治体について、適切な情報開示を進めている。 ・財務調査を適切に実施した。 ・財務状況、経営実態の把握を十分に行い、新体制への移行準備に資している。 ・1 各病院について財務調査（フェーズ 3）を行い、経営状況を把握した。財務・内部統制上の問題点を把握したことは評価できる。しかしこの改善策を移行準備にどのように活用していくかが大切であって、これからの課題であるとする。 2 譲渡指示のあった 6 病院について関係機関に対して説明を行った。前年の 2 病院に比して 6 病院の譲渡指示が出され進捗管理を行った。 ・譲渡指示が出された社会保険病院等については病院所在の地方公共団体から意見を徴し説明を行った上で譲渡条件を決定した。 ・各病院の財務調査等により、財務状況の把握、内部チェック体制の充実化に向けて必要な対応が行われている。 ・年度内に 3 施設の処分を行っているが、鑑定の見直し等について十分な説明を得ることができなかった。鑑定価格を参考にしつつ、価格と運営内容を総合的に満足するような譲渡のあり方を構築して欲しい。譲渡業務諮問委員会の機能にも十分に発揮されているとは言い難い。	
【数値目標】	【数値目標】			
【評価の視点】 ○中期目標期間を通じた具体的な譲渡又は廃止施設の選定に資するため、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等の状況を適切に把握できたか。	実績：○ ・各施設の経営実績等については、平成 22 年度より実施してきた財務調査（第 1・2 フェーズ）に引き続き、平成 24 年度においても平成 24 年 3 月期の各病院等の財務諸表を基に実施した財務調査（第 3 フェーズ）により R F O 資産を含めた経営状況等を把握している。 ・平成 24 年 4 月に出資された船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、P C B、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。			
○年金福祉施設等が所在する全ての地方公共団体に対し、機構が行う譲渡業務の内容について、説明を行ったか。	実績：○ 譲渡指示が出された社会保険病院等については、病院所在の地方公共団体から意見を徴し、説明を行った上で譲渡条件を決定した。			

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績																																																				
1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させること。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮すること。 社会保険病院及び厚生年金病院及び船員保険病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応すること。	1 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 毎事業年度、年金福祉施設等の譲渡の見通しを年度計画で示し、各事業年度終了時に進捗状況を勘案して業績を評価し、次事業年度以降の業務に反映させる。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。 社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。	3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化を図る。 また、譲渡後の施設の用途については、買受先及びその転売先等において、公序良俗に反する使用等が行われることがないよう十分に配慮する。 なお、社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院（これらに併設される介護老人保健施設及び看護専門学校を含む。以下「社会保険病院等」という。）の譲渡等については、地域医療の確保を図る観点も踏まえた厚生労働省の方針を踏まえつつ、対応する。	3 年金福祉施設等の譲渡又は廃止 平成 23 年度については、2 病院についての譲渡業務を行ったが、平成 24 年度については、6 病院の譲渡業務を実施した。このうち東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び委託法人を対象とした初めてのケースへの対応となり、前例のない譲渡業務を地域医療が継続されることに配慮しつつ行った。 1. 平成 24 年 3 月 28 日付で委託先団体である徳島県と売買契約を締結した健康保険鳴門病院等について、引渡しに向けた譲渡先団体との調整等の業務を実施した。 2. 平成 23 年 12 月 21 日付けで厚生労働省より譲渡指示のあった川崎社会保険病院等について、平成 24 年 5 月 18 日に一般競争入札を実施した。医療法人社団葵会が落札し、同日付で売買契約を締結した。(契約金額：6,000 百万円) 3. 平成 24 年 11 月 9 日付で厚生労働省より学校法人東北薬科大学への譲渡指示のあった東北厚生年金病院については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市の意見を踏まえた上で譲渡条件等を設定し、平成 24 年 12 月 11 日付けで売買契約を締結した。(契約金額：760 百万円) 4. 平成 24 年 11 月 9 日付で厚生労働省より委託先団体でもある公益社団法人地域医療振興協会への譲渡指示のあった東京北社会保険病院等について、所在地方公共団体である東京都及び北区からの意見を踏まえた上で譲渡条件等を設定し、平成 25 年 1 月 23 日付けで売買契約を締結した。(契約金額：3,825 百万円) 5. 平成 24 年 12 月 10 日付で厚生労働省より富士川町への譲渡指示のあった社会保険鰺沢病院等については、山梨県富士川町との協議を開始した。 6. 平成 24 年 12 月 10 日付で厚生労働省より公立紀南病院組合への譲渡指示のあった社会保険紀南病院等については、同組合との協議を開始した。 平成 24 年度中の契約ベースでの譲渡実績については、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院の 3 病院で、売却額は 10,575 百万円、売却原価比は 154.8%であり、年金資産の損失の最少化に貢献し、目標値である売却原価比の 100%以上を十分に達成した。（下表「譲渡実績」参照） また、社会保険小倉記念病院については、平成 24 年 3 月 31 日付けで経営委託先である財団法人平成紫川会との委託契約を解除し、特別会計清算金（4,482 百万円）を受領した。																																																				
【社会保険病院等の譲渡状況】 <table><tr><th></th><th>平成23年度</th><th>平成24年度</th><th>平成25年度</th></tr><tr><td>1.鳴門</td><td>×○△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>2.川崎</td><td>×◆○△</td><td></td><td></td></tr><tr><td>3.東北</td><td></td><td>×○△</td><td></td></tr><tr><td>4.東京北</td><td></td><td>×○△</td><td></td></tr><tr><td>5.鰺沢</td><td></td><td>×→</td><td></td></tr><tr><td>6.紀南</td><td></td><td>×→</td><td></td></tr></table> × 譲渡指示 ◆ 入札日 ○ 契約日 △ 引渡し日 譲渡実績(契約ベース) (単位:百万円) <table><tr><th></th><th>譲渡施設数</th><th>譲渡物件数</th><th>売却額</th><th>売却原価対比値</th><th>売却原価比</th><th>出資価格対比値(参考)</th><th>出資価格比(参考)</th></tr><tr><td>24年度(単年度)</td><td>3</td><td>3</td><td>10,575</td><td>+3,745</td><td>154.8%</td><td>241</td><td>102.3%</td></tr><tr><td>累計</td><td>(306)</td><td>(426)</td><td>(234,050)</td><td>(+108,552)</td><td>(186.5%)</td><td>(+19,456)</td><td>(109.1%)</td></tr></table> ()内のデータは24年度までの累計の施設譲渡実績である。					平成23年度	平成24年度	平成25年度	1.鳴門	×○△			2.川崎	×◆○△			3.東北		×○△		4.東京北		×○△		5.鰺沢		×→		6.紀南		×→			譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比値	売却原価比	出資価格対比値(参考)	出資価格比(参考)	24年度(単年度)	3	3	10,575	+3,745	154.8%	241	102.3%	累計	(306)	(426)	(234,050)	(+108,552)	(186.5%)	(+19,456)	(109.1%)
	平成23年度	平成24年度	平成25年度																																																				
1.鳴門	×○△																																																						
2.川崎	×◆○△																																																						
3.東北		×○△																																																					
4.東京北		×○△																																																					
5.鰺沢		×→																																																					
6.紀南		×→																																																					
	譲渡施設数	譲渡物件数	売却額	売却原価対比値	売却原価比	出資価格対比値(参考)	出資価格比(参考)																																																
24年度(単年度)	3	3	10,575	+3,745	154.8%	241	102.3%																																																
累計	(306)	(426)	(234,050)	(+108,552)	(186.5%)	(+19,456)	(109.1%)																																																

中期目標	中期計画	平成 2 4 年度計画	平成 2 4 年度の業務の実績
（１）譲渡施設の選定及び譲渡時期 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、機構が策定する年度計画において定めること。 また、譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告すること。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮すること。 （２）契約方法 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡すること。 （３）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とすること。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではないこと。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの	（１）譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 各施設の状況について把握するとともに、年度ごとの譲渡施設数の見通しを早急に立てる。 ② 各事業年度における譲渡施設の選定に当たっては、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案して行うものとし、年度計画において定める。 ③ 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。 （２）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とすること。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。 （３）譲渡条件 次の施設については、譲渡に当たり、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件とする。なお、施設の機能廃止が適当とされた施設については、この限りではない。 ① 地域医療に貢献している施設（社会保険診療所、健康管理センター及び保養ホーム） ② 入居者に配慮すべき施設（終身利用型老人ホーム及び長期入居型老人ホーム） ③ 同一都道府県内に代替施設がないことからその中心的な機能を維持することが必要な施設であって、別表に掲げるもの	（１）譲渡施設の選定及び譲渡時期 ① 本年度における譲渡施設は、社会保険病院等に係る厚生労働省からの譲渡対象選定通知を踏まえて対応する。 ② 譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で公告する。なお、公告時期については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用に配慮する。 （２）契約方法 ① 施設の譲渡に当たっては、公正で適正な譲渡を行う観点から、一般競争入札とする。 ② ただし、借地上にある施設について土地所有者が建物の購入を希望する場合は、随意契約により譲渡する。 （３）譲渡条件 社会保険病院等の譲渡に当たっては、厚生労働省の方針を踏まえつつ、譲渡後も維持されるべき医療機能を当該施設の所在する地方公共団体の意見を聴きながら譲渡条件として設定する。なお保養ホームについては、一定期間施設の中心的な機能を維持することを譲渡条件として、当該施設が連携している厚生年金病院と一体で譲渡する。また、施設の機能廃止が適当とされた施設は、この限りではない。	（１）譲渡施設の選定及び譲渡時期 ①・平成 23 年 12 月 21 日付けで厚生労働省より譲渡指示のあった川崎社会保険病院等について、平成 24 年 5 月 18 日に一般競争入札を実施した。医療法人社団葵会が落札し、同日付で売買契約を締結した。 ・平成 24 年 11 月 9 日付で厚生労働省より東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡指示があり、東北厚生年金病院については平成 24 年 12 月 11 日付けで学校法人東北薬科大学と売買契約を締結、東京北社会保険病院等については平成 25 年 1 月 23 日付けで公益社団法人地域医療振興協会と売買契約を締結した。 ・平成 24 年 12 月 10 日付けで厚生労働省より譲渡指示のあった社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等については、山梨県富士川町及び公立紀南病院組合との協議を開始した。 ・厚生労働省より委託契約解除を指示された社会保険小倉記念病院については、平成 24 年 3 月 31 日付けで、経営委託先である財団法人平成紫川会との委託契約を解除し、特別会計清算金（4,482 百万円）を受領した。 ② 厚生労働省より一般競争入札による譲渡指示のあった川崎社会保険病院等については、施設名、入札場所及び日時等について、官報及び機構ホームページに開示した。 また、公告時期については、事前に委託先公益法人等と発表時期や落札者への引き継ぎ期間等を協議したうえで売却及び引き継ぎスケジュールを策定し、さらに円滑な病院事業等の継続、事業主体の移行を図るべく、川崎社会保険病院等、買受者である医療法人社団葵会及び当機構の 3 者間で引継ぎに関する会議を開催し調整を行った。 （２）契約方法 ・川崎社会保険病院等については厚生労働省の譲渡指示により、一般競争入札により譲渡先を決定し売買契約を締結した。 ・社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成 24 年 8 月 14 日付で変更となり、①社会保険病院等の所在する都道府県内の保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者、②機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた。 東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡については、この初めてのケースへの対応となった。厚生労働省から譲渡を希望する者（学校法人東北薬科大学及び社団法人地域医療振興協会）について、意見を求められ、譲受けの方針等の入念な分析等を行った上で、譲渡対象とすることに支障がない旨回答を行い、前例のない譲渡業務を、地域医療が継続されることに配慮しつつ、それぞれ随意契約により売買契約を締結した。 （３）譲渡条件 ・東北厚生年金病院の譲渡条件については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について厚生労働省に寄せられた意見を踏まえた上で譲渡条件を設定した。 ・東京北社会保険病院等の譲渡条件については、所在地方公共団体である東京都及び北区より、譲渡後も維持されるべき医療機能について厚生労働省に寄せられた意見を踏まえた上で譲渡条件を設定した。 ・平成 21 年度に医療法人社団弘遠会へ譲渡された社会保険浜松病院については、落札決定日から起算して 5 年経過した日、又は移転用地の所有権が移転した日から起算して 3 年を経過した日のいずれか早い日までに新病院を開設すること、その間健康管理センターの運営が継続されることの譲渡条件が付されていたが、平成 24 年 11 月に新病院が開設され、また、その間健康管理センターの運営が継続され、譲渡条件は確保されることを確認した。

評価シート（５）

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績
（４）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努めること。 （５）譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とすること。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮すること。 （６）老人ホーム入居者への配慮 老人ホームの譲渡又は廃止に当たっては、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行うこと。 （７）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設の買受者に対する雇用の依頼等、委託先公益法人等の従業員の雇用に十分な配慮を行うこと。 （８）地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うこと。	（４）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。 （５）譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、即時支払（施設の引渡しの日）とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。 （６）老人ホーム入居者への配慮 老人ホームを譲渡又は廃止する場合には、入居者の新たな生活の場を確保する等、十分な配慮を行う。 （７）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。 （８）地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	（４）譲渡価格 施設の譲渡に当たっては、年金資金等の損失を最小化する観点から、不動産鑑定評価の手法に基づき、適正な価格の設定に努める。 （５）譲渡の対価の支払方法 施設の譲渡の対価の支払いは、施設の引渡しの日迄とする。 ただし、施設の譲渡先が地方公共団体の場合は、譲渡の対価の支払方法の弾力化に配慮する。 （６）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 施設を譲渡する場合には、施設の買受者に対し、委託先公益法人等の従業員の雇用を依頼する。また、施設の譲渡又は廃止に当たっては、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供することにより、委託先公益法人等が行う従業員の求職活動の支援が適切に行われるよう配慮する。 （７）地方公共団体との相談 施設の譲渡又は廃止に当たっては、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に相談を行うとともに、その結果について、買受者を募る際に情報提供を行う。	（４）譲渡価格 ・川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の予定価格については、直近の不動産鑑定評価を取得し、不動産鑑定評価の手法に基づき設定した。 （５）譲渡の対価の支払方法 ・厚生労働省より譲渡指示があった川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、売買契約締結時に契約保証金を受領し、引渡日迄に譲渡価格残額の振込を確認した上で引渡しを行うこととしている。 厚生労働省より徳島県への譲渡指示があった健康保険鳴門病院等については、徳島県からの要望により契約保証金は免除し、引渡日迄に譲渡価格全額の振込を確認した上で引渡しを行うこととした。 （６）委託先公益法人等の従業員の雇用への配慮 ・川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県から職員の継続雇用に配慮することが求められ、当機構において同県の要望として整理し、全入札参加検討者に対し、同要望への対応方針を求めることにより、雇用への配慮を求め、買受者である医療法人社団葵会は、希望者全員の採用面接を実施した。 ・健康保険鳴門病院等については、買受者であり、所在地方公共団体でもある徳島県により職員の継続雇用が確保された。 ・東北厚生年金病院については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市から職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、当機構において同県及び同市の要望として学校法人東北薬科大学に対し依頼を行い、希望者については継続雇用が確保された。 （７）地方公共団体との相談 ・厚生労働省より譲渡指示のあった川崎社会保険病院等の譲渡条件については、平成 23 年度中に所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地方公共団体の代表を含む地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の承認を得た上で譲渡条件を設定し、平成 24 年 5 月に一般競争入札に付した。 なお、この譲渡条件については、入札公告に明記され、全ての入札参加検討者に周知がなされた。 ・厚生労働省より譲渡指示があった東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市並びに東京都及び北区より、譲渡後も維持されるべき医療機能について厚生労働省に寄せられた意見を踏まえ、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成した。 また、厚生労働省より譲渡指示があった社会保険鰯沢病院等、社会保険紀南病院等についても所在地方公共団体である山梨県及び富士川町並びに和歌山県に対し譲渡に係る意見を求めた。

評価の視点等	自己評価	S	評価	A
【評価項目 5 年金福祉施設等の譲渡又は廃止】	・平成 23 年度については、2 病院についての譲渡業務を行ったが、平成 24 年度については、6 病院（健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等、社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等）の譲渡業務を実施した。 ・東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び委託法人を対象とした初めてのケースへの対応となった。 厚生労働省から、譲渡を希望する者（学校法人東北薬科大学及び社団法人地域医療振興協会）についての意見を求められ、譲受けの方針等の入念な分析等を行った上で、譲渡対象とすることに支障がない旨回答を行い、前例のない譲渡業務を地域医療が継続されることに配慮しつつ行った。		【委員会としての評定理由】 厚生労働大臣から譲渡指示のあった社会保険病院の譲渡業務については、譲渡に係る病院数が平成 2 3 年度の 2 病院から平成 2 4 年度は 6 病院に増えたが、このうち 2 病院は、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知の変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び委託法人を対象とした初めてのケースへの対応であり、随意契約という困難な譲渡業務を地域医療が継続されることに配慮しつつ価格交渉を行い適切に行ったことは評価できる。 なお、病院の譲渡については、地域医療の継続を維持しつつ、年金資金等の損失を最小化を図る観点から、譲渡価格の設定及び譲渡契約について、引き続き説明責任を果たすことが強く求められていることから、独立行政法人の特性を生かし、内部の更なる体制整備を行うとともに外部の有識者で構成される譲渡業務諮問委員会のチェック機能が十分発揮されることに期待したい。	
【数値目標】 ○年金福祉等施設の譲渡に当たっては、総額で売却原価比 100％以上の価格で譲渡する。	実績：○ 年金福祉施設等を含めた全譲渡対象施設の譲渡実績は、売却原価比 186. 5%であり、総額で売却原価比 100％以上の価格で譲渡した。 (平成 24 年度単年度売却原価比：154. 8%)		【各委員の評定理由】 ・ 3 病院で 1 0 5 億 7 5 0 0 万円、原価比は 1 5 4 . 8 %であったが、出資比は 1 0 2 . 3 %に止まった。なお、病院の譲渡については、地域医療機能を果たしつつ、年金財産等の損失を最小化するため、基本的ルールの明確化など、引き続き説明責任を果たすことが強く求められている。 ・ S 評価とすべき特筆すべき項目なし。中期計画を達成していることは納得できるが、大きく上回る実績とは認められない。 ・ 新体制への移行業務と並行し、売却業務に関して成果をあげ、厚労省からの売却指示にメドを立てた。	
○年金資金等の損失を最小化するという考え方に立ちつつ、多様な譲渡方法を通じ、施設譲渡の促進など事業の効率化、適正化が図れたか。	実績：○ ・ 川崎社会保険病院等については、一般競争入札により譲渡先を決定し、売買契約を締結した。 ・ 東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等については、厚生労働省からの指示により随意契約により売買契約を締結した。 ・ 契約に当たっては、不動産鑑定評価の手法に基づき、価格を設定した。		・ 1 2 3 年度の譲渡は 2 病院だが、2 4 年度は 6 病院の譲渡業務を行った。 2 厚生労働省からの通知により、大学や委託法人への随意契約による譲渡が可能となった。しかし随意契約では譲渡価格が重要になるが、諮問委員会は価格決定のプロセスのみ審議し、価格そのものは審議しない。チェック体制としては弱いといえる。	
○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。（後掲）	実績：○ 施設譲渡収入と予算の比較は、後掲 評価シート（10）第 3 予算、収支計画及び資金計画の自己評価の部分参照。		3 東京北社会保険病院は 2 4 年 1 1 月 9 日に譲渡指示が出て、2 4 年 1 1 月 2 7 日に譲渡業務諮問委員会が開かれ、2 5 年 1 月 2 3 日に譲渡契約が結ばれた。譲渡業務諮問委員会は 1 回開催されただけである。十分な時間がとられたとは思えない。随意契約による譲渡では譲渡価格が重要なのであり、価格の妥当性のチェック体制の強化をすべきである。特に東京北社会保険病院の譲渡価格の妥当性を説明できる資料の提出をお願いする。現状では譲渡価格の妥当性を検証できない。	
○各事業年度における譲渡施設の選定は、各施設の経営実績、今後の経営見通し及び建物の老朽度等を総合的に勘案した適切なものとなっていたか。	実績：○ 社会保険病院等については、厚生労働大臣の譲渡指示に基づき、譲渡することとなっている。		以上より S だが B とする。 ・平成 2 4 年度については、6 病院の譲渡業務を実施、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等について、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった委託法人を対象とした初のケースへの対応となり、前例のない譲渡業務だが地域医療が継続されている。	
○譲渡する施設名、競争執行の場所及び日時を官報で適切な時期に公告したか。公告時期の設定については、委託先公益法人等における清算業務や従業員の雇用への配慮が十分であったか。	実績：○ 厚生労働省より一般競争入札による譲渡を指示のあった川崎社会保険病院等について、施設名・競争執行の場所・入札日時等については、全て官報及び機構ホームページに開示した。 また、公告時期については、事前に委託先公益法人等と発表時期や落札者への引き継ぎ期間等を協議のうえ売却及び引き継ぎスケジュールを策定し、円滑な病院事業等の継続、事業主体の移行を図るべく調整を行った。		・一般入札による病院売却等が大幅な売却額を実現することに寄与した。 ・年度内に 3 施設の譲渡を行ったことは評価できる。しかし、譲渡のプロセスや価格について、独立行政法人の特徴を更に活かして、価格設定のあり方、運営の維持等のあり方を含めて進めて欲しい。譲渡業務諮問委員会の機能も十分発揮されているとは判断し難い。	

評価の視点等	自己評価	—	評価	—
○施設の譲渡に当たり、一般競争入札で適切に行ったか。	実績：○ ・川崎社会保険病院等については、厚生労働省の指示により、一般競争入札によって譲渡先を決定し、売買契約を締結した。 ・東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、厚生労働省の指示により、随意契約により、売買契約を締結した。			
○入札において不落となった施設及び買受需要が低いなど売却が困難な施設について、売却のために具体的な方策を講じたか。	実績：○ 平成 24 年度において、不落・不成立となった施設はない。			
○一定期間施設の中心的な機能の維持が適切とされた施設について、適切な条件により譲渡を行ったか。	実績：○ ・川崎社会保険病院等の譲渡条件については、平成 23 年度中に所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地方公共団体の代表を含む地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の承認を得た上で譲渡条件を設定し、平成 24 年 5 月に一般競争入札に付した。 ・東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市並びに東京都及び北区より、譲渡後も維持されるべき医療機能について厚生労働省に寄せられた意見を踏まえ、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件を設定した。 ・平成 21 年度に医療法人社団弘遠会へ譲渡された社会保険浜松病院については、落札決定日から起算して 5 年経過した日、又は移転用地の所有権が移転した日から起算して 3 年を経過した日のいずれか早い日までに新病院を開設すること、その間健康管理センターの運営が継続されることの譲渡条件が付されていたが、平成 24 年 11 月に新病院が開設され、また、その間健康管理センターの運営が継続され、譲渡条件は確保されることを確認した。			
○譲渡条件を付して譲渡した施設又は譲渡しようとする施設について、当該譲渡条件及びこれを付す際の判断基準（一定期間の目途、中心的な機能の実質的内容、地域医療への貢献等、入居者への配慮等）は妥当であったか。	実績：○ ・川崎社会保険病院等の譲渡条件については、平成 23 年度中に所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地方公共団体の代表を含む地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の承認を得た上で譲渡条件を設定し、平成 24 年 5 月に一般競争入札に付した。 ・東北厚生年金病院並びに東京北社会保険病院等については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市並びに東京都及び北区より、譲渡後も維持されるべき医療機能について厚生労働省に寄せられた意見を踏まえ、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件を設定した。			
○施設の譲渡に当たり、不動産鑑定評価の手法に基づく適正な譲渡価格を設定したか。	実績：○ 厚生労働省より譲渡指示があった川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の予定価格については、不動産鑑定評価を取得し、不動産鑑定評価の手法に基づき設定した。			
○施設の譲渡の対価の支払いは、原則として即時支払（施設の引渡しの日）であったか。	実績：○ 厚生労働省より譲渡指示があった、健康保険鳴門病院等、川崎社会保険病院等、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、引渡し日に譲渡価格全額の支払いを確認した上で引渡しを行うこととしている。（東京北社会保険病院等を除き平成 25 年 4 月 1 日引渡し）			
○施設の譲渡の対価の支払いで、未収となっているものはないか。	実績：○ 社会保険病院等に係る譲渡の対価の支払いにおいて未収金はない。			
○老人ホームの譲渡又は廃止に当たり、入居者に対して、具体的な配慮がなされたか。	実績：○ 老人ホームについては、入居者に対して具体的な配慮を行った上で、平成 22 年度までに譲渡を完了している。			

評価の視点等	自己評価	—	評価	—
○施設の譲渡に当たり、施設の買受者に対し、委託先公益法人の従業員の雇用を依頼したか。	実績：○ ・川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県から職員の継続雇用に配慮することが求められ、当機構においては同県の要望として整理し、買受者である医療法人社団葵会に対し、同要望への対応方針と雇用への配慮を求め、希望者全員の面接を実施した。 ・健康保険鳴門病院等については、所在地方公共団体であり、買受者でもある徳島県に対し職員の雇用を依頼した結果、現職員全員が継続雇用されることとなった。 ・東北厚生年金病院については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市から職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、当機構において同県及び同市の要望として学校法人東北薬科大学に対し依頼を行った結果、継続雇用されることとなった。			
○施設の譲渡又は廃止に当たり、当該施設の譲渡又は廃止に関する情報を厚生労働省職業安定局を通じて公共職業安定所等に提供したか。	実績：－ 川崎社会保険病院等の職員については、委託先団体内部での異動及び買受者による採用等により就業先が決定した。 また、東北厚生年金病院については、当機構から譲渡先である学校法人東北薬科大学に対し職員の雇用を依頼し、原則として現職員全員を継続雇用する方針である旨の回答があったこと等から、平成 24 年度については、公共職業安定所等への情報提供は行っていない。			
○上記の取組により、委託先公益法人等の従業員の雇用に適切な配慮がなされたか。	実績：○ ・川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県から職員の継続雇用に配慮することが求められ、当機構においては同県の要望として整理し、買受者である医療法人社団葵会に対し、同要望への対応方針と雇用への配慮を求め、希望者全員の面接を実施した。 ・健康保険鳴門病院等については、所在地方公共団体であり、買受者でもある徳島県に対し職員の雇用を依頼した結果、現職員全員が継続雇用されることとなった。 ・東北厚生年金病院については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市から職員の継続雇用に配慮することが求められたことから、当機構において同県及び同市の要望として学校法人東北薬科大学に対し依頼を行った結果、継続雇用されることとなった。			
○施設の譲渡又は廃止に当たり、各施設が所在する地域の地方公共団体と事前に適切に相談を行ったか。	実績：○ ・川崎社会保険病院等の譲渡条件については、平成 23 年度中に所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市より、譲渡後も維持されるべき医療機能について意見を求め、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件案を作成。地方公共団体の代表を含む地元有識者で構成される病院譲渡検討委員会に同案を諮問し、同委員会の承認を得た上で譲渡条件を設定し、平成 24 年 5 月に一般競争入札に付した。 ・厚生労働省より随意契約による譲渡指示のあった東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、所在地方公共団体である宮城県及び仙台市並びに東京都及び北区より、譲渡後も維持されるべき医療機能について厚生労働省に寄せられた意見を踏まえ、当機構において譲渡条件・要望・意見として整理し、譲渡条件を設定した。 ・厚生労働省より随意契約による譲渡指示のあった社会保険鰺沢病院等及び社会保険紀南病院等については、所在地方公共団体である山梨県及び富士川町並びに和歌山県と協議を開始した。			
○また、その結果について、買受者を募る際に適切に情報提供を行ったか。	実績：○ 一般競入札である川崎社会保険病院等の譲渡条件・意見・要望については、入札公告に明記し、全入札参加検討者に周知した。			
○厚生労働大臣から指定された社会保険病院等の譲渡について、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績：○ 所在地方公共団体より譲渡後も維持されるべき医療機能につき意見を求めた上で譲渡条件を設定し、地域医療が損なわれることのないよう十分配慮して適切に譲渡を行った。			

評価シート（6）

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績
２ 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （１）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営に努めること。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じること。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮すること。	２ 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （１）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。	４ 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 （１）運営に当たっての基本方針 年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行う。 また、必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるための方策を講じる。 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことのないように配慮する。	４ 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全 ・施設の管理及び施設機能の維持については、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や耐震補強工事を実施した。 ・社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握については、 ①新機構への移行に備え、平成 22 年度以降に実施した財務調査（第 1・第 2 フェーズ）に引き続き、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、財務調査（第 3 フェーズ）を行った。 ②平成 24 年 4 月に出資された船員保険病院（3 病院）にかかる諸情報をデータベース化し、適切に整理を行った。 ③個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの共有、統一ルールへの確認、医療経営戦略の更なる改善点等について集中的に議論を行っている。 ・このような病院の経営状況、資産状況の把握を通じ、適切な運営に努めた。 （１）運営に当たっての基本方針 社会保険病院等については、地域の医療体制を損なうことなく配慮して運営を行った。 （２）施設の管理 【資産価値の保全】 ・財務状況等から必要な機能維持整備が行われていない一部の病院について、地域医療への配慮及び資産価値保全の観点から、熱源機器の更新・空調設備の更新・外壁改修・屋上防水補修、非常用発電機更新等整備項目を決定の上、当機構の費用負担による整備を実施している。 ① 平成 23 年度から継続して 13 病院の機能維持整備工事を実施しすべての工事を完了した。 ② 平成 23 年度から継続して 5 病院の耐震強化整備工事を実施し、うち 2 病院について工事を完了した。 【資産の管理】 ① 資産管理の観点から、施設利用者の安全な利用等に支障を生じるおそれのあるもの等、必要最小限の整備について、当機構負担による施設の整備を実施。 整備件数：20 件（うち病院等分 17 件） 金額：30 百万円（うち病院等分 29 百万円） ② 当機構保有の物品についても、廃棄につき当機構の承認を経る取扱いとし、施設備付の物品管理簿と機構の物品リスト及び現物との突合確認を行うことにより、そのチェックを行う体制としている。 廃棄件数：784 件（病院等分） ③ 施設機能の維持管理のためのその他の整備については、当機構の承認に基づき、委託先の負担において実施。

中期目標	中期計画	平成 2 4 年度計画	平成 2 4 年度の業務の実績
（３）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止すること。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理に努めること。 （４）社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努めること。	（３）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。 （４）社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。	（３）運営の停止等 経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止する。 運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行う。 （４）社会保険病院等 社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、病院の経営状況・資産状況の把握等を通じ、適切な運営に努める。	承認件数：病院等分 11 件 金額：病院等分 40 億円 ・平成 24 年 4 月に出資された船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、P C B、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。 （３）運営の停止等 平成 24 年度においては、運営を停止した施設はない。 （４）社会保険病院等 ①財務調査（第 3 フェーズ）の実施等 ・新機構への移行に備え、平成 22 年度以降に実施した財務調査（第 1・第 2 フェーズ）に引き続き、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、①運営を委託している病院等について R F O 資産を含めた合算貸借対照表及び合算損益計算書の作成、並びに前述の合算貸借対照表を基に新機構に改組された時点で想定される新機構開始貸借対照表の作成、及び②各病院等における現金、預金、医業未収金等の各勘定が適切な内部統制のもとで管理されているかについて財務調査（第 3 フェーズ）を行った。 ・平成 24 年 4 月に出資された船員保険病院（3 病院）にかかる諸情報をデータベース化し、適切に整理を行った。 また、これらの船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、P C B、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。 ・個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの共有、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行った。 ② 財務内容と老朽度に基づく施設整備計画の策定 前頁（２）施設の管理 【資産価値の保全】 参照

評価の視点等	自己評価	S	評価	A
【評価項目 6 年金福祉施設等の運営及び資産価値の保全】	・委託先の自主整備に加え、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や建物の耐震性に問題がある病院の耐震補強工事を当機構の費用負担により行っている。 ・新機構への移行に備え、平成 22 年度以降に実施した財務調査（第 1・第 2 フェーズ）に引き続き、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、新たに独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、内部統制実施状況も加えた財務調査（第 3 フェーズ）を行い、各施設における現金、預金、医業未収金、買掛金、未払金及び預り金等の各勘定が適切な相互牽制のもとで管理されているかなどについて実地調査し、今後改善が必要な点については、適切な運営ができるよう指導を行った。 ・平成 24 年 4 月に出資された船員保険病院（3 病院）にかかる諸情報をデータベース化し、適切に整理を行った。また、これらの船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、PCB、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。 ・個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの確認、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行っている。		【委員会としての評定理由】 財務調査等により、社会保険病院等の経営状況及び資産状況を把握し、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない病院の機能維持整備や耐震補強工事を実施することにより、地域の医療体制を損なうことがないよう配慮して運営を行ったと認められ、評価できる。 なお、内部統制調査により判明した問題点については、病院を運営する各団体に 対し指導を行っており、今後改善されることを期待したい。 また、すべての病院について、機構の理事長と病院長によるヒアリングを行い、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の改善点等について集中的に議論している。	
【数値目標】			【各委員の評定理由】	
【評価の視点】 ○年金福祉施設等の資産価値を保全し、円滑かつ有益な譲渡を行うため、効率的な経営及び効果的な運営を行ったか。 必要に応じ、年金福祉施設等の資産価値を高めるため、具体的な方策を講じたか。	実績：○ ・資産価値を保全し、効率的な運営を行うため、平成 24 年 4 月に出資された船員保険病院について、建築基準法、消防法等の遵守性や、修繕更新費用試算、再調達価格試算、PCB、アスベスト等の建築物有害物質含有調査であるエンジニアリングレポートを作成し、各病院の状況把握を行った。 ・必要に応じ擁壁改修工事等、施設の支障解消を実施し資産価値の向上に努めた。 ・社会保険病院等については、委託先の自主整備に加え、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない 13 病院の機能維持整備を完了し、また、建物の耐震性に問題がある 5 病院の耐震強化整備工事を当機構の費用負担により行い、2 病院については完了した。		・財務状況の把握を踏まえて、全体を連結する B／S、P／L を作り、今後の基盤を確立したことは大きな成果であった。又、この過程で会計処理の適正化が進められ、今後の統一に向けて内部統制面で大きく前進した。 ・財務調査（第 3 フェーズ）により、内部統制が改善されることが望まれるが、そうした成果が出ているか不明、現時点では問題の把握にとどまっている。 ・会計、内部統制に関して、整備と質の向上が図られており、大きな成果が得られているが、これまでがズサンだったことの反映でもある。	
○施設の管理について、適切な維持管理を行ったか。	実績：○ ・社会保険病院等については、委託先の自主整備に加え、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない 13 病院の機能維持整備を完了し、また、建物の耐震性に問題がある 5 病院の耐震強化整備工事を当機構の費用負担により行い、2 病院については完了した。		・ 1 財務状況から整備が十分でない病院について 1 3 病院について機能維持整備を行い、5 病院について耐震補強工事を行った。	
○経営実績、経営見通し、建物の老朽度等を総合的に勘案し、経営を継続することが不適切と認められる施設については、早急に運営を停止したか。	実績：○ 平成 24 年度においては、運営を停止した施設はない。		2 すべての病院について病院長のヒアリングを個別に行った。また機構のミッションの共有、統一の制度設計移行への確認、病院経営の改善点について集中的な議論を行った。	
○運営停止後の年金福祉施設等については、譲渡を行うまでの間、資産価値が減じないよう適切な維持管理を行ったか。	実績：○ 平成 24 年度においては、該当なし。		文化・ガバナンス・人事制度が異なる病院をまとめていくことが移行準備のためには基本的責務であると考えてる。しかし多数の病院と折衝したことは評価したい。S とする。	
○社会保険病院等の整備について費用対効果や機構全体の財務を総合的に勘案し、地域の医療体制を損なうことのないよう必要最小限の措置を講じたか。	実績：○ ・施設利用者の安全な利用に支障を生じる恐れがあるもの等、必要最小限の整備について、当機構負担による施設の整備を実施した。 ・社会保険病院等については、委託先の自主整備に加え、財務状況等の理由から自主整備が十分に実施されていない 13 病院の機能維持整備を完了し、また、建物の耐震性に問題がある 5 病院の耐震強化整備工事を当機構の費用負担により行い、2 病院については完了した。		・平成 2 3 年度から継続して 1 3 病院の機能維持整備工事を実施し、すべての工事を完了した。平成 2 3 年度から継続して 5 病院の耐震強化整備工事を実施し、うち 2 病院について工事を完了。	
○社会保険病院等が引き続き地域医療に貢献できるよう、社会保険病院等の経営状況・資産状況の把握等を行ったか。	実績：○ 個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの確認、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行っている。 新機構への移行に備え、平成 22 年度以降に実施した財務調査（第 1・第 2 フェーズ）に引き続き、新機構への改組に向けた移行準備の一環として、新たに独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保する観点から、内部統制実施状況も加えた財務調査（第 3 フェーズ）を行い、各施設における現金、預金、医業未収金、買掛金、未払金及び預り金等の各勘定が適切な相互牽制のもとで管理されているかなどにを 実地調査し、今後改善が必要な点については、適切な運営ができるよう指導を行った。		・財務調査等により病院の健全性の把握、不適切な資金の使途が把握、財務状況のチェック機能の向上に向けて詳細な対応が行われているものと評価できる。 ・かなり、異なった内容を持つ既存病院の財務調査や鑑定を行っていることは評価できる。但し、26 年度からの新組織への移行に向けて、財務内調査や改善指導等について、明確な工程表を作って進めることが必要と考えられる。24 年度の業務目標及び達成状況についてのより明確な説明が欲しい。	

評価シート（7）

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績
３ 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行うこと。	３ 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。	５ 買受需要の把握及び開拓 譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行う。 また、買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について情報収集を行う。	５ 買受需要の把握及び開拓 ・厚生労働省より一般競争入札による譲渡指示があった川崎社会保険病院等の譲渡については、現に入院・外来診療を行っている病院を、一般競争入札で譲渡するという新たな譲渡スキームとなることから、必要な体制を整備し、過去、年金福祉施設等の譲渡等を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限生かして準備を行い、入札を実施した。 ・社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成 24 年 8 月 14 日付で変更となり、①社会保険病院等の所在する都道府県内の保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者、②機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた。 東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡については、この初めてのケースへの対応となり、前例のない譲渡業務を、地域医療が継続されることに配慮しつつ、的確に実施した。 ・厚生労働省より随意契約による譲渡指示のあった東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、譲渡を希望する者（学校法人東北薬科大学及び社団法人地域医療振興協会）について、厚生労働省から意見を求められ、譲受けの方針等の入念な分析等を行った上で、譲渡対象とすることに支障がない旨回答を行い、譲渡に繋がった。 【川崎社会保険病院等】 ・平成 23 年 12 月 21 日付けで厚生労働省より譲渡指示があった川崎社会保険病院等の譲渡については、現に入院・外来診療を行っている病院を、一般競争入札で譲渡するという新たな譲渡スキームとなることから、厚生労働省からの指示に対応し、社会保険病院等の譲渡に係るアドバイザー業務を外部委託し、必要な体制を整備し入札を実施した。 その結果、一般競争入札時には、3 法人による応札があり、医療法人社団葵会により落札された。 ・譲渡指示後は、マーケティング業務を効率的に行うため、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市やアドバイザー等から情報を入手して、マーケティング対象先リストを作成。同リストに基づき、入札公告までに予め買受需要等を把握した。 ・不動産に係る物件概要書の他に、病院や附属する老人保健施設等の事業概要等を纏めた資料を作成し、入札を実施した。 【東北厚生年金病院、東京北社会保険病院等】 ・厚生労働省より随意契約による譲渡指示のあった社会保険病院等については、所在地方公共団体から厚生労働省に示された意見を基に譲渡条件案を作成し、当該地方公共団体の確認を受けたうえで譲渡条件を決定した。 ・社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成 24 年 8 月 14 日付で変更となり、①社会保険病院等の所在する都道府県内の保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者、②機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた、 東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡については、この初めてのケースへの対応となり、前例のない譲渡業務を、地域医療が継続されることに配慮しつつ、的確に実施した。 ・厚生労働省より随意契約による譲渡指示のあった東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、譲渡を希望する者（学校法人東北薬科大学及び社団法人地域医療振興協会）について、厚生労働省から意見を求められ、譲受けの方針等の入念な分析等を行った上で、譲渡対象とすることに支障がない旨回答を行った。

評価の視点等	自己評価	S	評価	A
【評価項目 7 買受需要の把握及び開拓】	・厚生労働省より譲渡指示があった川崎社会保険病院等の譲渡については、必要な体制を整備し、過去、年金福祉施設等の譲渡等を通じて蓄積した民間のノウハウを最大限生かして準備を行い、入札を実施した。 ・東北厚生年金病院・東京北社会保険病院等については、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成 24 年 8 月 14 日付で変更となり、①社会保険病院等の所在する都道府県内の保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者、②機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた。 東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡については、この初めてのケースへの対応となり、前例のない困難な譲渡業務を的確に実施した。 ・厚生労働省より随意契約による譲渡指示のあった東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、譲渡を希望する者（学校法人東北薬科大学及び社団法人地域医療振興協会）について、厚生労働省から意見を求められ、譲受けの方針等の入念な分析等を行った上で、譲渡対象とすることに支障がない旨回答を行い、譲渡に繋がった。			【委員会としての評定理由】 川崎社会保険病院等の譲渡については、外部アドバイザーを活用して買受需要を把握したうえで、一般競争入札を実施したことは評価できる。 東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知の変更により、新たに随意契約による譲渡が可能となった大学及び委託法人を対象とした初めてのケースへの対応であり、前例のない譲渡業務を的確に実施したと認められる。 【各委員の評定理由】 ・川崎社会保険病院の譲渡について、結果として、医師・職員がゼロになるなど入札業者の選定が適切であったのか疑問な面がある。 ・評価委員会での説明では、川崎社会保険病院では、職員の多くが退職したとのことであった。そうであるとすれば、譲渡における失敗事例と言えるのではないか。 ・売却に関して十分な成果が得られており、売却金額は高く評価できるものの、今後のため売却プロセスのマニュアル化が望まれる。 ・ 1 川崎社会保険病院については一般競争入札により、売却することができた。売却の評判により患者、職員に不評なこともあったが、できるだけ高く売る努力をしている。 2 大学や委託者が譲渡を希望する場合は随意契約での譲渡が可能となった。東北厚生年金病院と東京北社会保険病院はこのケースとして最初である。 地域医療継続の配慮を入れながら関係機関と折衝の努力をした。S とする。 ・東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の譲渡については、初めてのケースへの対応となり、前例のない困難な譲渡業務を的確に実施した。 ・一般入札における買受需要の開拓に向けての努力が売却価格の引き上げに寄与したものと考えられるが、地域医療の低下を防ぐために譲渡方法の見直しも行われるなど、それぞれの事態において必要な対応がなされたものと評価できる。 ・川崎病院については、外部アドバイザーを活用して買受需要を把握し、競争入札を実施、入札参加者を確保したことは、評価できる。他の施設は、基本的に随意契約であり、当該項目の評価対象とはならない。
【数値目標】				
【評価の視点】 ○譲渡対象施設に係る買受需要を把握するとともに、多様な買受需要を開拓するため、地方公共団体及び民間企業等から広範に情報収集を行ったか。	実績：○ ・川崎社会保険病院等については、所在地方公共団体である神奈川県及び川崎市、社会保険病院等の譲渡アドバイザー等から情報を収集し、マーケティング対象先リストを作成し、入札公告までに予め買受需要等を把握した。 ・東北厚生年金病院・東京北社会保険病院等については、厚生労働省より随意契約による譲渡指示があり、所在地方公共団体から厚生労働省に示された意見を基に譲渡条件案を作成し、当該地方公共団体の確認を受けたうえで譲渡条件を決定した。			
○買受需要と併せ、個別の施設事業の経営改善及び複数施設による連携のとれた事業展開等による資産価値の評価について適切に情報収集を行ったか。	実績：○ ・川崎社会保険病院等については、通常の不動産に係る物件概要書等の他に、病院や連携する老人保健施設等の事業概要等を纏めた資料を作成し、入札参加検討者への情報提供を行った。 ・厚生労働省より随意契約による譲渡指示のあった東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、譲渡を希望する者（学校法人東北薬科大学及び社団法人地域医療振興協会）について、厚生労働省から意見を求められ、現在及び譲受け後の財務面からの分析等を行い、譲渡対象とすることに支障がない旨回答を行った。			

評価シート（８）

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績
４ 情報の提供 （１）機構の運営状況に関する情報提供 機構の事業実績、財務状況等の運営状況に関する情報を積極的に提供すること。	４ 情報の提供 （１）機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 22 条の規定により、機構の運営状況等に関し、概ね次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 組織に関する情報 ② 事業報告書等の業務に関する情報 ③ 貸借対照表、損益計算書等の財務に関する情報 ④ 組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報	６ 情報の提供 （１）機構の運営状況に関する情報提供 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 22 条の規定により、機構の運営状況等に関する次の情報をホームページ等に掲載する。 ① 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 ② 機構の組織概要 ③ 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 ④ 機構の中期目標、中期計画及び平成 22 年度年度計画 ⑤ 機構の契約方法に関する定め	６ 情報の提供 ・当機構では、ホームページ等により、積極的に情報提供を行っている。今年度は、中期計画中に、新機構改組へ向けた準備が掲げられたことから、ホームページの一部改訂を行い、新機構への改組について、改組に係る経緯及び理事長からのメッセージ等を掲載した。 ・新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保するために、財務調査（第 3 フェーズ）を実施した。その結果については、国民への説明責任及び透明性の確保の観点から、平成 24 年 12 月に中間報告、25 年 3 月には全体報告として厚生労働省記者クラブにおいて率先して積極的に発表を行うとともに、調査結果を機構ホームページでも同時に公表した。 これらの発表は、テレビでも報道され、一般紙、業界紙等に多数取り上げられた。 （１）機構の運営状況に関する情報提供 ・ホームページに、以下の情報を掲載し継続的に情報提供を行った。 機構の目的、業務の概要及び国の施策との関係 機構の組織概要 機構の役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準並びに職員に対する給与及び退職手当の支給の基準 機構の中期目標、中期計画及び平成 24 年度年度計画 機構の契約方法に関する定め 毎月の契約締結状況 四半期ごとの公益法人への支出、広報経費、委託調査費、タクシー代の支出 ・今年度は、中期計画中に、新機構改組へ向けた準備が掲げられたことから、ホームページの一部改訂を行い、新機構への改組について、改組に係る経緯及び理事長からのメッセージ等を掲載した。 （２）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ・川崎社会保険病院等の入札に係る公告は官報に掲載するとともに、ホームページにも入札情報を掲載した。また、川崎市役所記者クラブへの情報提供等を実施した。 ・東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の売買契約締結についても、ホームページに掲載した。 （３）年金福祉施設等の運営に関する情報提供 ・平成 24 年度の機構ホームページへのアクセス状況は、訪問者は約 39,000 名、ヒット数は約 772,000 回であった。 ・新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保するために、社会保険病院等に係る財務及び内部統制調査（第 3 フェーズ）を実施した。その結果については、国民への説明責任及び透明性の確保の観点から、平成 24 年 12 月に中間報告、25 年 3 月には全体報告として厚生労働省記者クラブにおいて率先して積極的に発表を行うとともに、調査結果を機構ホームページでも同時に公表した。 これらの発表は、テレビでも報道され、一般紙、業界紙等に多数取り上げられた。
（２）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 円滑かつ効率的な年金福祉施設等の譲渡に資するため、譲渡する施設に関する情報、入札手続に関する情報及び入札結果に係る情報を積極的に提供すること。	（２）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、公開基準を設け、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。 ④ 施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行う。	（２）譲渡の対象となる年金福祉施設等に関する情報提供 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報をホームページ等を活用し、広く国民に周知する。 ② 入札に係る公告は官報掲載を行うとともに、併せてホームページ等を活用し、周知を図る。 ③ 入札結果に係る情報の公開については、機構が定めた公開基準に則り、買受者の合意が得られたものをホームページ等に掲載する。 ④ 施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行う。	
（３）年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等に関する情報を積極的に提供すること。	（３）年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。	（３）年金福祉施設等の運営に関する情報提供 施設に係る収支状況、利用状況等をホームページ等により広く国民に周知する。	

評価の視点等	自己評価	S	評価	A
【評価項目 8 情報の提供】	・機構としては、積極的に、開示可能な情報は可能な限り開示し、透明性確保に努めている。 ・今年度は、中期計画中に、新機構改組へ向けた準備が掲げられたことから、ホームページの一部改訂を行い、新機構への改組について、改組に係る経緯及び理事長からのメッセージ等を掲載した。 ・川崎社会保険病院等の入札に係る公告は官報に掲載するとともに、ホームページにも入札情報を掲載した。また、川崎市役所記者クラブへの情報提供等を実施し、周知を図った。 ・東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の売買契約締結についても、ホームページに掲載した。 ・新機構への改組に向けた移行準備の一環として、独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い運営と適正な内部統制を確保するために、財務調査（第 3 フェーズ）を実施した。その結果については、国民への説明責任及び透明性の確保の観点から、平成 24 年 12 月に中間報告、25 年 3 月には全体報告として厚生労働省記者クラブにおいて率先して積極的に発表を行うとともに、調査結果を機構ホームページでも同時に公表した。 これらの発表は、テレビでも報道され、一般紙、業界紙等に多数取り上げられた。		【委員会としての評定理由】 病院の譲渡に関し、適切に情報開示なされているものと認められ、評価できる。 また、新機構への改組に関しても、情報発信に努めている。 さらに、財務調査の結果について、平成 2 4 年 1 2 月に中間報告、平成 2 5 年 3 月には全体報告として、積極的に発表を行うとともに、調査結果を機構ホームページでも同時に公表したことも評価できる。 【各委員の評定理由】 ・適切に行っているものと認める。 ・病院の経営状況について、情報提供を適切に行った。 ・内部の問題点に関しても外部に積極的に情報提供されており高く評価できる。 ・ 1 病院の財務及び内部統制調査(第 3 フェーズ)を行った。調査報告書を 2 4 年 1 2 月に中間報告し、2 5 年 3 月に全体報告として記者クラブで発表した。また R F O のホームページでも公表している。国民への説明責任は果たされている。 2 また R F O のホームページで入札情報等タイムリーな公表をしている。 以上から S とする。 ・譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目面積、用途地域等の情報、入札に係る広告、公開基準に基づく入札結果に係る情報、施設に係る収支状況、利用状況等の情報、積極的にかつ適切に情報提供を行った。 ・病院の財務状況の開示など、新機構への移行、透明性の確保のために前倒しで対応がとられている。 ・業務の性格上、個々の病院についての財務調査等、情報公開が制限されることはやむを得ないものの、その他の業務に関しては開示可能な情報を積極的に情報開示を行っており評価できる。	
【数値目標】				
○譲渡の対象となる年金福祉施設等及びその運営に関する次の情報について、ホームページの活用その他の複数の手段により、積極的かつ適切に情報提供を行ったか。 ① 譲渡を予定する施設等に関する所在地、地目、面積、用途地域等の情報 ② 入札に係る公告 ③ 公開基準に基づく入札結果に係る情報 ④ 施設に係る収支状況、利用状況等の情報	実績：○ ・川崎社会保険病院等の入札に係る公告は官報に掲載するとともに、ホームページにも入札情報を掲載した。また、川崎市役所記者クラブへの情報提供等を実施し、周知を図った。 ・東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の売買契約締結についても、ホームページに掲載した。			
○施設の譲渡手法に係る外部からの照会等に対して積極的に情報提供を行ったか。	実績：－ 平成 24 年度には外部からの照会はなかった。			

中期目標	中期計画	平成 2 4 年度計画	平成 2 4 年度の業務の実績
5 新機構への改組に向けた準備 新機構への改組に向けて新機構がその業務を的確に遂行できるよう、必要な準備を適切に行うこと。	5 新機構への改組に向けた準備 新機構への改組に向けて新機構がその業務を的確に遂行できるよう、必要な準備を適切に行う。	7 改組に向けた準備 独立行政法人地域医療機能推進機構への改組に向けて、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、必要な準備を適切に行う。	7 改組に向けた準備 平成 24 年 4 月、現理事長が着任し、新たに地域医療機能推進機構準備室も設置され、新体制の下、地域医療機能推進機構への改組準備が本格的に始まった。改組に当たっては、新機構の使命や組織運営の姿（説明責任・透明性等）を示しながら準備を進めてきた。 改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、②財務調査を通じて委託先の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握されるなど、準備作業を進める中で様々な困難が明らかとなった。 こうした様々な困難にもかかわらず、機構においては、委託先 3 団体のすべての病院長からなる院長会議を計 6 回開催するなどにより、新機構の使命、人事、給与、財務など新機構の運営の方針について徹底的に議論を行い、運営方針を確定させてきた。 また、財務調査（第 3 フェーズ）で把握した、今後改善が必要な点について、適切な運営ができるよう指導を行っている。 さらに、個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの共有、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行った。この結果は、平成 26 年度事業計画に反映させていく。 このように改組準備に向けての初年度であったが、委託先団体等と精力的に検討を重ね、様々な課題を乗り越えながら、新機構の運営方針を確定させていくことができており、改組に向けた準備作業は大きく前進した。 （1）準備体制の立上げ ○ 平成 24 年 4 月、新機構への改組を見据え、金融機関出身の理事長に替わって現理事長が着任し、新たに地域医療機能推進機構準備室も設置され、新体制の下、新機構への本格的な改組準備が始まった。 （2）改組に当たっての基本姿勢 ○ 改組に当たっては以下の点を示しながら準備を進めてきた。 ①新機構の使命 ・公的医療機関として、未だ満たされていない地域医療のニーズに応え、地域医療のミスマッチの解消に資すること ②新機構における在るべき組織運営の姿 1）委託先 3 団体の異なる歴史、組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等を乗り越え、一体感のある組織作りを行う必要 2）国からの運営費交付金はなく、財政的に自立した病院運営を行う必要 3）独法として社会への説明責任、透明性が一層求められるという認識 （3）改組に当たっての困難な状況 ○ 病院の約 8 割を占める全社連グループについては、給与・賞与の水準についても各病院が独自に定めており、独立行政法人化に当たっては、他の独立行政法人の水準等も踏まえた統一の水準に切り替えることが必要となるが、これまで通りの病院運営を求める声もあり、調整に大きな困難と時間を要している。 ○ 財務調査（第 3 フェーズ）を行った結果、全社連病院には財務及び内部統制に関し重大な問題点が明らかとなった。過去の誤った決算を修正する決算修正の内容の検証、独法移行までに独法水準まで財務及び内部統制の水準の引き上げ等、相当な作業が必要であることが明らかとなった。 ○ 改組に向けた準備作業において、以上のような問題点が明らかとなったが、当初の予定通り平成 26 年 4 月に新機構に移行できるよう、鋭意検討を進め、以下に述べるような新機構の運営方針を確定させてきた。

中期目標	中期計画	平成 2 4 年度計画	平成 2 4 年度の業務の実績																										
			（４）院長会議等を通じた新機構の運営方針の確定 ○ 院長会議等の各種の会議や委託先団体幹部との個別の打合せ等で徹底的に議論を行い、新機構の運営方針を確定させてきた。 ①院長会議の実施 ・ 3 団体の本部と全院長による会議を 4 月から開催し、新機構の使命など新機構の運営に係る重要事項を議論し、方針を確定させてきた。 （参考）院長会議における主な内容 <table><tr><td>第 1 回</td><td>4/23</td><td>地域医療機能推進機構についての RF0 理事長のビジョン</td></tr><tr><td>第 2 回</td><td>6/1</td><td>職員採用、退職手当、企業年金の基本方針</td></tr><tr><td>第 3 回</td><td>7/6</td><td>剰余金の取扱いなど財務運営の基本方針、ビジョン具体化等のワーキンググループ（後述②）の検討結果の報告</td></tr><tr><td>第 4 回</td><td>8/3</td><td>任命権の取扱いなど組織運営・人事の基本方針</td></tr><tr><td>第 5 回</td><td>12/21</td><td>実務作業チーム（後述③）の検討結果の報告</td></tr><tr><td>第 6 回</td><td>3/15</td><td>給与制度の検討状況</td></tr></table> ②ビジョン具体化等に関するワーキンググループ（WG）の実施〔平成 24 年 6～7 月〕 ・新法人の運営方針等の策定に資するため、委託先団体、機構、その他有識者からなるWGを立ち上げ、具体的検討事項について議論を行い、方針をまとめた。 （参考）8 WG のテーマ <table><tr><td>・ A-1 地域医療の連携の要</td><td>・ A-2 魅力的な病院作り</td></tr><tr><td>・ B-1 退職手当制度</td><td>・ B-2 給与制度・就業規則</td></tr><tr><td>・ B-3 企業年金等</td><td>・ B-4 職員募集・採用</td></tr><tr><td>・ B-5 人事給与・財務会計等システム</td><td>・ B-6 医薬品等の共同購入</td></tr></table> ③実務作業チームでの検討〔平成 24 年 8～12 月〕 ・改組に当たり必要となる資産の整理等の実務的な課題について、委託先団体及び機構の実務担当者による実務作業チームを立ち上げ、議論を行い、方針をまとめた。 （参考）4 実務作業チームのテーマ ・ 資産の整理など新機構発足時の資産の確定（資産チーム） ・ 剰余金の算定（剰余金チーム） ・ 健康保険組合の改組（健保組合チーム） ・ 給与（給与チーム） ④地域医療機能推進機構の法人制度に関する検討会〔平成 24 年 9～11 月。3 回〕 ・ 独立行政法人制度見直しの一環で新機構については、自律的・効率的な運用が行われるよう、新機構にふさわしい法人制度の在り方を検討することとされ、本検討会が厚生労働省に設置された。 ・ 本検討会において新機構の使命、役割、組織運営について説明を行い、有識者と意見交換を行った。 （５）個別病院のヒアリング〔平成 25 年 2 月～5 月〕 ○ 個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの共有、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行った。この結果は、平成 26 年度事業計画に反映させていく。 （６）財務及び内部統制調査への対応〔平成 24 年 9 月～〕 ○ 独立行政法人の形態にふさわしい透明性の高い財務運用と適正な内部統制を確保する観点から、財務調査（第 3 フェーズ）を行った。 ○ 全社連病院について財務・会計処理に関する重大な問題が明らかになったことから、説明責任を果たすため、調査終了を待たずに平成 24 年 12 月に中間公表を行った。	第 1 回	4/23	地域医療機能推進機構についての RF0 理事長のビジョン	第 2 回	6/1	職員採用、退職手当、企業年金の基本方針	第 3 回	7/6	剰余金の取扱いなど財務運営の基本方針、ビジョン具体化等のワーキンググループ（後述②）の検討結果の報告	第 4 回	8/3	任命権の取扱いなど組織運営・人事の基本方針	第 5 回	12/21	実務作業チーム（後述③）の検討結果の報告	第 6 回	3/15	給与制度の検討状況	・ A-1 地域医療の連携の要	・ A-2 魅力的な病院作り	・ B-1 退職手当制度	・ B-2 給与制度・就業規則	・ B-3 企業年金等	・ B-4 職員募集・採用	・ B-5 人事給与・財務会計等システム	・ B-6 医薬品等の共同購入
第 1 回	4/23	地域医療機能推進機構についての RF0 理事長のビジョン																											
第 2 回	6/1	職員採用、退職手当、企業年金の基本方針																											
第 3 回	7/6	剰余金の取扱いなど財務運営の基本方針、ビジョン具体化等のワーキンググループ（後述②）の検討結果の報告																											
第 4 回	8/3	任命権の取扱いなど組織運営・人事の基本方針																											
第 5 回	12/21	実務作業チーム（後述③）の検討結果の報告																											
第 6 回	3/15	給与制度の検討状況																											
・ A-1 地域医療の連携の要	・ A-2 魅力的な病院作り																												
・ B-1 退職手当制度	・ B-2 給与制度・就業規則																												
・ B-3 企業年金等	・ B-4 職員募集・採用																												
・ B-5 人事給与・財務会計等システム	・ B-6 医薬品等の共同購入																												

中期目標	中期計画	平成 2 4 年度計画	平成 2 4 年度の業務の実績
			○平成 25 年 3 月には、調査終了を踏まえ全体報告を行い、全体報告においては、全社連病院について決算修正が必要であることを明らかにし、今後、機構としては、過去の誤った決算を修正する決算修正の内容の検証、独法移行までに独法水準まで財務及び内部統制の水準の引き上げに職員一丸となって取り組んでいくことを示した。 ○ 現在も監査法人と連携をしつつ、全社連病院の財務及び内部統制の改善に鋭意取り組んでいるが、社会保険病院等に対しては、会計検査院による実地調査も行われており、その結果にも適切に対応していく必要がある。

評価の視点等	自己評価	S	評定	S
【評価項目 9】新機構への改組に向けた準備	平成 24 年 4 月、現理事長が着任し、新たに地域医療機能推進機構準備室も設置され、新体制の下、地域医療機能推進機構への改組準備が本格的に始まった。改組に当たっては、新機構の使命や組織運営の姿（説明責任・透明性等）を示しながら準備を進めてきた。 改組に向けた委託先団体との調整に当たっては、①委託先団体ごとに組織文化、ガバナンス、人事・給与制度等が異なっており、各病院が独自に定めている給与体系を独法の統一した給与体系に見直すことに対し関係者の抵抗があったこと、②財務調査を通じて委託先の多くの病院の財務及び内部統制の水準に重大な問題があることが把握されるなど、準備作業を進める中で様々な困難が明らかとなった。 こうした様々な困難にもかかわらず、機構においては、委託先 3 団体のすべての病院長からなる院長会議を計 6 回開催するなどにより、新機構の使命、人事、給与、財務など新機構の運営の方針について徹底的に議論を行い、運営方針を確定させてきた。 また、財務調査（第 3 フェーズ）で把握した、今後改善が必要な点について、適切な運営ができるよう指導を行っている。 さらに、個別の病院の運営方針に関しては、すべての病院について機構の理事長と各病院の院長等によるヒアリングを行い、機構のミッションの共有、新機構における統一の制度設計移行への確認、病院運営の更なる改善点等について集中的に議論を行った。この結果は、平成 26 年度事業計画に反映させていく。 このように改組準備に向けての初年度であったが、委託先団体等と精力的に検討を重ね、様々な課題を乗り越えながら、新機構の運営方針を確定させていくことができており、改組に向けた準備作業は大きく前進した。		【委員会としての評定理由】 平成 24 年 4 月、現理事長が着任し、新たに地域医療機能推進機構準備室も設置され、改組準備に向けての初年度であったが、社会保険病院等の院長との会議や委託先団体等との打ち合わせなどを通じて精力的に検討を重ね、様々な課題を乗り越えながら、新機構の大枠として運営方針を確定させており、ほぼ工程どおりに進展していることは評価できる。 【各委員の評定理由】 ・理事長の強いリーダーシップの下で、独法の統一化を進め、内部統制を強化した点、大いに評価できる。 ・新機構の制度設計を適切に行った。 ・経営体制、意識統一に関して多大な努力がなされており、また成果も得られつつあり、大いに評価できる。 ・ 1 新機構への改組に向け、地域医療機能推進機構準備室を設置した。病院ごとにガバナンス・人事・給与等は異なっており、これを統一した体系に見直す作業が必要になるからである。しかし多数の病院をまとめていくことには長い時間がかかる。長時間かかる作業については工程表を作り、進捗管理が必要となる。現在どの程度まで進捗しているのかがはっきりしない。 2 病院の財務・内部統制調査をした結果重要な問題点が発見された。この改善作業が重要であるがこれからの課題であると考える。 以上から S 評価だが、A とする。 ・委託先団体等と精力的に検討を重ね、様々な課題を乗り越えながら、新機構の運営方針を確定させていくことができており、改組に向けた準備作業は大きく前進。委託 3 団体すべての病院長からなる院長会議 6 回開催し、新機構の使命、人事・給与、財務等、新機構の運営方針を確定させてきた。 ・新組織体制への移行に向けての膨大な作業を、極めて限られた人員数によって成し遂げられたものと評価できる。 ・新機構の改組に向けた準備を着実にを行っていることは認められるが、必要な業務を洗い出し、業務進捗状況を明確にした年度間の工程表を作って着実に新機構改組への準備を行うことが望ましい。当該年度の業務の目標と個別業務の達成度が今一つ理解できない。	
【数値目標】				
【評価の視点】 ○新機構の改組に向けて、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、体制の強化等の必要な準備を適切に行ったか。	実績：○ 機構については、平成 24 年 3 月 30 日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成 24 年 4 月に地域医療機能推進機構準備室を設置した。 新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる 3 団体に運営されている約 60 の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られる一方、社会保険病院等の譲渡指示に備えて、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保したところである。			

評価の視点等	自己評価	－		評価	－	
○新機構への改組に向けて、新機構がその業務を的確に遂行できるよう、新機構の運営方針の確定等を適切に実施したか。	実績：○ 院長会議等の各種の会議や委託先団体幹部との個別の打合せ等で徹底的に議論を行い、新機構の運営方針を確定させてきた。 ①院長会議の実施 ・3団体の本部と全院長による会議を4月から開催し、新機構の使命など新機構の運営に係る重要事項を議論し、方針を確定させてきた。 （参考）院長会議における主な内容 第1回 4/23 地域医療機能推進機構についてのRF0理事長のビジョン 第2回 6/1 職員採用、退職手当、企業年金の基本方針 第3回 7/6 剰余金の取扱いなど財務運営の基本方針、ビジョン具体化等のワーキンググループ（後述②）の検討結果の報告 第4回 8/3 任命権の取扱いなど組織運営・人事の基本方針 第5回 12/21 実務作業チーム（後述③）の検討結果の報告 第6回 3/15 給与制度の検討状況 ②ビジョン具体化等に関するワーキンググループ（WG）の実施〔平成24年6～7月〕 ・新法人の運営方針等の策定に資するため、委託先団体、機構、その他有識者からなるWGを立ち上げ、具体的検討事項について議論を行い、方針をまとめた。 （参考）8WGのテーマ ・A-1 地域医療の連携の要 ・A-2 魅力的な病院作り ・B-1 退職手当制度 ・B-2 給与制度・就業規則 ・B-3 企業年金等 ・B-4 職員募集・採用 ・B-5 人事給与・財務会計等システム ・B-6 医薬品等の共同購入 ③実務作業チームでの検討〔平成24年8～12月〕 ・改組に当たり必要となる資産の整理等の実務的な課題について、委託先団体及び機構の実務担当者による実務作業チームを立ち上げ、議論を行い、方針をまとめた。 （参考）4実務作業チームのテーマ ・資産の整理など新機構発足時の資産の確定（資産チーム） ・剰余金の算定（剰余金チーム） ・健康保険組合の改組（健保組合チーム） ・給与（給与チーム）					

評価シート（１０）

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績
第４ 財務内容の改善に関する事項 本目標第２で定めた事項については、経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うこと。	第３ 予算、収支計画及び資金計画 １ 予算 別紙１のとおり ２ 収支計画 別紙２のとおり ３ 資金計画 別紙３のとおり 第４ 短期借入金の限度額 １ 限度額 166 百万円 ２ 想定される理由 機構設立当初の運営経費等への対応 第５ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 機構の主たる事務所が置かれる土地及び建物についても譲渡することとする。 第６ 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金	第３ 予算、収支計画及び資金計画 １ 予算 別紙１のとおり ２ 収支計画 別紙２のとおり ３ 資金計画 別紙３のとおり 第４ 短期借入金の限度額 １ 限度額 166 百万円 ２ 想定される理由 機構の運営経費等への対応 第５ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし 第６ 剰余金の使途 運営経費又は国庫納付金	第３ 予算、収支計画及び資金計画 平成 24 年度の予算、収支計画及び資金計画に対する予算執行等の実績は、財務諸表及び決算報告書のとおりである。 第４ 短期借入金の限度額 平成 24 年度は短期借入を行っていない。 第５ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 該当なし。 第６ 剰余金の使途 平成 24 年度における剰余金（収入－支出）の使途は、翌年度以降の運営経費及び国庫納付金である。

評価の視点等	自己評価	A	評価	A
【評価項目 1 0 予算、収支計画及び資金計画 短期借入金の限度額】	【収入（前期繰越金を除く）】 ・前期繰越金を除く収入については、予算 5,708 百万円のところ、実績 4,845 百万円となった。 ・不動産等売却収入については、5,444 百万円に対して実績はなかった(平成 25 年 4 月 1 日に 3 病院分 8,088 百万円の不動産売等売却収入あり)。 ・運用収入及び施設委託先特別会計清算剰余金等については、予算 264 百万円に対して実績 4,845 百万円で予算対比＋4,581 百万円となった。 【支出（翌年度繰越金を除く）】 ・業務経費については、業務内容の精査、一般競争入札の徹底、事務所の移転による賃借料の削減等により、できる限りの節減に努めた結果、予算 12,393 百万円に対して、実績は 3,616 百万円、予算比 8,776 百万円の減となっている。この内、4,913 百万円については、災害復旧整備が発生しなかったこと、耐震補強工事の完了時期が平成 25 年度となり、当初予定していた支払が発生しなかったこと及び各種の節減に取り組んだことにより予算比で節減されている。 ・一般管理費については、国家公務員の給与改定及び臨時特例に関する法律（平成 24 年法律第 2 号）に基づく国家公務員の給与の見直しと同様の人件費の削減、調達必要性や価格の妥当性の精査を行った上で、さらに価格交渉を行うなどの取組みに努めた結果、予算 147 百万円に対して、実績は 93 百万円、予算比 55 百万円の減となっている。 【国庫納付金】 ・国庫納付金については、予算計上はなかったが、3,085 百万円を国庫納付した。		【委員会としての評定理由】 一般管理費については、人件費の削減及び各種の節減に努めた結果、予算比 5 5 百万円の減となっており評価できる。 業務経費については、予算比で大幅に減少しているが、主な減少要因は、災害復旧経費が発生しなかったこと等により、当初予定していた支払が発生しなかったことによるものである。 【各委員の評定理由】 ・一般管理費については、価格交渉の取組みを進め、予算比大幅な減少となっている。 ・人件費について、中期目標を上回る削減がなされた。 ・ほぼ計画どおり進行している。 ・ 1 当期は不動産の売却がなかったため、売上高実績は 0 である。しかし 2 5 年 4 月 1 日に引き渡しされるのが 3 病院あるため売り上げの計上は来期となる。 2 業務経費は予算に対して 8 7 億の減少であるが、予算に予備費的なものがあとか考えられるため、高い評価にはしない。 3 2 3 年度の国庫納付は 0 であった。整備工事に費用が掛かるとのことで見送った。しかし業務経費が予算比 8 7 億減であるから、2 3 年度は国庫納付はできたはずと反論される可能性がある。 業務経費の予算は国庫納付金にも影響があるので、経費予算は正確性が求められることを徹底してほしい。 ・収入 予算 2 6 4 百万円に対して、実績 4, 8 4 5 百万円で予算比＋ 4, 5 8 1 百万円、支出 予算 1 2, 3 9 3 百万円に対して、実績 3, 6 1 6 百万円で予算比 8, 7 7 6 百万円の減となっている。一般管理費 国家公務員の給与の見直しと同様の人件費の削減 予算 1 4 7 百万円に対して、実績 9 3 百万円、予算比 5 5 百万円の減となっている。 ・収入、費用の増減については、機構の努力に起因するところだけでなく、外部条件によるところも大きいとため、金額をベースに評価することは困難である。まずは適切な対応がとられている。 ・特段の問題はなく、順調に進めている。中期計画を超える評価事項は特にない。	
【数値目標】				
【評価の視点】 ○経費の節減を見込んだ中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行うことができたか。	実績：○ 平成 24 年度における業務経費及び一般管理費は予算 12,540 百万円に対して実績は 3,709 百万円で、予算比△8,831 百万円となった。3,085 百万円を国庫納付した上で、22,318 百万円を翌年度へ繰り越した。			
○年金福祉施設等の譲渡により生じた収入は、当初予算と比較して適切であったか。	実績：○ 平成 24 年度においては、厚生労働大臣の譲渡指示（平成 24 年 11 月 9 日、平成 24 年 12 月 10 日）に基づき 4 病院の譲渡手続きに着手したが、物件の引渡しは平成 25 年度であり、譲渡代金は引渡し時に収受することとなっている（平成 25 年 4 月 1 日に 3 病院分 8,088 百万円の不動産等売却収入あり）。			
○上記のほか、予算、収支計画及び資金計画について、各費目に関して計画と実績の差異がある場合には、その発生理由が明らかになっており、合理的なものであるか。	実績：○ 予算、収支計画及び資金計画の各費目に関する差異の主な発生理由は、譲渡施設の引渡し時期が期を跨いで行われたこと、効率的な予算執行に努めたことが理由であり、特段問題となるようなものはない。			
○短期借入金について、借入理由や借入額等の状況は適切であったか。 ○借入金の償還は、適切に行ったか。	実績：○ 平成 24 年度において短期借入金は生じていない。			
○剰余金の使途は適切に処理されたか。	実績：○ 剰余金の使途については、翌年度以降の運営経費及び国庫納付金である。			

評価シート（１１）

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績
第５ その他業務運営に関する重要事項 １ 人事に関する計画 （１）方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施すること。 （２）人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ること。	第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １ 人事に関する計画 （１）方針 職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を実施する。 （２）人員に関する指標 常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図る。 （期末の常勤職員数は期初を上回らない） ２ 施設及び設備に関する計画 該当なし	第７ その他主務省令で定める業務運営に関する事項 １ 人事に関する計画 （１）一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行い、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行った。 （２）機構については、平成 24 年 3 月 30 日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成 24 年 4 月に地域医療機能推進機構準備室を設置した。 新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる 3 団体に運営されている約 60 の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られたところである。 一方で、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8 %以上の人員の削減を掲げており、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保した上で、施設部を廃止するなど組織の見直しを行い、結果としては、平成 24 年度末の常勤役職員数は平成 23 年度末比△1 名の 24 名としており、基準人員 41 名に対しては、目標の 8 %を大幅に上回る 41. 5 %の削減となっている。 ２ 施設及び設備に関する計画 該当なし	第 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項 平成 24 年度末の常勤役職員員数は 24 名（平成 23 年度末比 △1 名）となり、基準人員 41 名に対し、41. 5%の削減となっている。 一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行い、譲渡専門職員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を行うことで、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行った。 1．人事に関する計画 （1）一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行い、譲渡専門員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を行うことで、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行った。 （2）機構については、平成 24 年 3 月 30 日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成 24 年 4 月に地域医療機能推進機構準備室を設置した。 新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる 3 団体に運営されている約 60 の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られたところである。 一方で、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8 %以上の人員の削減を掲げており、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保した上で、施設部を廃止するなど組織の見直しを行い、結果としては、平成 24 年度末の常勤役職員数は平成 23 年度末比△1 名の 24 名としており、基準人員 41 名に対しては、目標の 8 %を大幅に上回る 41. 5 %の削減となっている。 2．施設及び設備に関する計画 該当なし

評価の視点等	自己評価	S	評定	A
【評価項目 1 1 人事に関する計画】	・一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行い、譲渡専門員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を行うことで、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行った。 ・機構については、平成 24 年 3 月 30 日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成 24 年 4 月に地域医療機能推進機構準備室を設置した。 新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる 3 団体に運営されている約 60 の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られたところである。 一方で、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8 %以上の人員の削減を掲げており、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保した上で、施設部を廃止するなど組織の見直しを行い、結果としては、平成 24 年度末の常勤役職員数は平成 23 年度末比△1 名の 24 名としており、基準人員 41 名に対しては、目標の 8 %を大幅に上回る 41.5%の削減となっている。		【委員会としての評定理由】	
【数値目標】	【数値目標】		一般職員については、国家公務員に準じた実績評価と能力評価による評価を、譲渡専門職員については、民間に準じた成果主義に基づく実績評価を行い、適切に人事管理が行われた点は、評価できる。	
【評価の視点】 ○勤務成績を考慮した人事評価を実施したか。	実績：○ 一般職員については、実績評価と能力評価による評価を行い、譲渡専門員については、民間に準じ成果主義に基づく実績評価を行うことで、職員の専門性を高め、その勤務成績を考慮した人事評価を行った。		なお、機構全体の業務体制としては、厚生労働省からの出向者が半数超を占めているが、独立行政法人としての特色を生かした人事体制が確立できるかといった点について、今後に期待したい。	
○常勤職員について、その職務能力を向上させるとともに、中期目標期間中に全体として効率化を図りつつ、常勤職員数の抑制を図ることができたか。	実績：○ 機構については、平成 24 年 3 月 30 日に中期目標が見直され、従来の業務に加え、新機構への改組に向けた準備を行うことが業務とされたため、平成 24 年 4 月に地域医療機能推進機構準備室を設置した。		【各委員の評定理由】	
	新機構への改組に当たっては、社団法人全国社会保険協会連合会、財団法人厚生年金事業振興団及び財団法人船員保険会という人事・給与体系を含む組織文化の異なる 3 団体に運営されている約 60 の病院を、独立行政法人に相応しい統一した制度の下で移行するために、各団体との高度な折衝や調整を行う必要がある。この困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業の経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた専門性の高い体制の強化が図られたところである。		・常勤職員数の大幅な削減を達成した。	
	一方で、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）による人員削減の取組について、中期計画においては、平成 25 年度末までに、平成 17 年度に比べて 8 %以上の人員の削減を掲げており、機構全体の業務体制としては、引き続き民間の専門的知見を最大限活用できる体制を確保した上で、施設部を廃止するなど組織の見直しを行い、結果としては、平成 24 年度末の常勤役職員数は平成 23 年度末比△1 名の 24 名としており、平成 17 年度の基準人員 41 名に対しては、目標の 8 %を大幅に上回る 41.5%の削減となっている。		・中期目標を上回る人員削減と能力・人事評価制度を評価する。	
○国家公務員の再就職のポストの見直しを図っているか。 特に、役員ポストの公募や、平成 21 年度末までに廃止するよう指導されている嘱託ポストの廃止等は適切に行われたか。 (委員長通知別添一⑤)	実績：○ 国家公務員の再就職のポストはない。（別添資料項目 3 の 2 ④参照）		・職員数の削減が進んでおり、新体制への移行準備も行われ、評価できる。	
○独立行政法人職員の再就職者の非人件費ポストの見直しを図っているか。 (委員長通知別添一⑥)	実績：○ 法人退職者に該当する非常勤職員 1 名については、施設売却の過程において発生するリスク(暴力団当不適格入札者、偽情報等)に対応するために設置した上席調査役であり、平成 22 年 9 月に年金福祉施設等(社会保険病院を除く)の譲渡が完了したことを踏まえ、勤務体系を見直し、引き続き非常勤職員として雇用しているものである。（別添資料項目 3 の 2 ④参照）		・1 一般職員には実績評価と能力評価を行っている。また譲渡専門員は成果主義による評価をしている。	
			2 新機構準備室に独法化の経験を持つ職員を配置し、体制を強化した。	
			しかし移行準備に伴う本来の体制整備と考えられるので S だが A とする。	
			・困難な業務を遂行するため、地域医療機能推進機構準備室に、国立病院・療養所の独立行政法人化の準備作業経験を有する職員等が配置されたことにより、新機構移行に向けた、専門性の高い体制の強化が図られた。平成 2 4 年度末の常勤役職員数は平成 2 3 年度比△ 1 名の 2 4 名としており、基準人員 4 1 名に対して目標の 8 %を大幅に上回る 4 1 . 5 %の削減。	
			・非常に限られた人員数で膨大な作業が行われており、各スタッフが大きな役割を果たされたものと推察される。	
			・業務の性格上、やむを得ない面もあるが、中央省庁からの出身者が過半を占める中で、人事評価等をいかに行うか、また、独立行政法人としての特色ある人事体制を組むことができるか、難しいテーマではあるが、今後に期待したい。	

評価シート（１２）

中期目標	中期計画	平成 2 4 年度計画	平成 2 4 年度の業務の実績										
2 国庫納付金の納付に関する事項 国庫納付金の納付については、決算結了後、速やかに納付すること。	3 その他中期目標を達成するために必要な事項 (1)国庫納付金については、譲渡収入から厚生労働大臣が定める額を控除して、なお残余がある場合に行うこととされており、決算時に額の確定を行い、決算結了後できるだけ速やかに納付する。		国庫納付金に関する事項 平成 23 年度に係る国庫納付金については、31 億円の納付とし、決算結了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成 24 年 9 月 26 日納付） (百万円) <table><tr><th>勘 定</th><th>平成23年度に係る 国庫納付金額</th></tr><tr><td>厚生年金勘定</td><td>8 8 9</td></tr><tr><td>国民年金勘定</td><td>1 , 2 7 5</td></tr><tr><td>健康保険勘定</td><td>9 2 1</td></tr><tr><td>合 計</td><td>3 , 0 8 5</td></tr></table>	勘 定	平成23年度に係る 国庫納付金額	厚生年金勘定	8 8 9	国民年金勘定	1 , 2 7 5	健康保険勘定	9 2 1	合 計	3 , 0 8 5
勘 定	平成23年度に係る 国庫納付金額												
厚生年金勘定	8 8 9												
国民年金勘定	1 , 2 7 5												
健康保険勘定	9 2 1												
合 計	3 , 0 8 5												

評価の視点等	自己評価	A	評価	A
【評価項目 1 2 国庫納付金に関する事項】	平成 23 年度に係る国庫納付金（31 億円）については、予算上は計上していないが、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成 24 年 9 月 26 日納付）		【委員会としての評定理由】 平成 2 3 年度に係る国庫納付金は、予算計上はなかったものの、決算終了後速やかに 3， 0 8 5 百万円を国庫納付しており、評価できる。	
【数値目標】 ○予算額比 100%以上の国庫納付金を納付する。	平成 23 年度に係る国庫納付金として、予算計上はしていなかったものの、31 億円を決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成 24 年 9 月 26 日納付）		【各委員の評定理由】 ・ 2 4． 9． 2 6 に 3 1 億円について円滑に国庫納付した。 ・ 中期目標を達成したと認められる。 ・ 着実に進行している。 ・ 2 3 年度の国庫納付金は 0 であり、2 4 年度の国庫納付金は 3 1 億円であった。2 3 年度は整備費用が掛かるとのことで国庫納付を見送ったと記憶している。2 4 年度は業務経費が予算比 8 7 億減であり、これは整備費用が掛からなかったためである。整備費用の予算は正確性が求められることを徹底してほしい。 ・ 平成 2 3 年度に係る国庫納付金 3 1 億円については、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。 ・ 必要な対応がとられている。 ・ 予算計上していなかったが、病院の譲渡処分代金の国庫納付を行った点は、評価できる。	
【評価の視点】 ○国庫納付金については、適切に額の確定を行ったか。また、決算終了後できるだけ速やかに納付することができたか。	実績：○ 平成 23 年度に係る国庫納付金（31 億円）については、決算終了後速やかに国庫への納付を完了した。（平成 24 年 9 月 26 日納付）			

中期目標	中期計画	平成24年度計画	平成24年度の業務の実績
3 外部の有識者からなる機関に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、機構において設置する外部の有識者からなる機関の意見を聴いて定めること。	（2）各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いて定める。	3 譲渡業務諮問委員会に関する事項 各施設の具体的な譲渡方法については、外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会に諮り、その意見を聴いて定める。	3 譲渡業務諮問委員会に関する事項 譲渡業務諮問委員会において、具体的な譲渡における予定価格決定に係るプロセス等を諮問し、その意見により譲渡を実施した。平成24年度については、厚生労働大臣通知の見直しが行われた後に譲渡となった初めてのケースであった。 ・譲渡業務諮問委員会は、譲渡業務のみならず、病院経営に関する知見を有する外部の有識者により構成されている。 ・譲渡業務諮問委員会は、厚生労働省からの譲渡指示状況を踏まえて開催することとしており、平成24年度については、平成24年11月27日に開催した。 ・平成24年度は厚生労働省より譲渡指示のあった東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の随意契約による譲渡における予定価格設定プロセスについて審議を行い、承認された。 ・社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成24年8月14日付で変更となり、 ①社会保険病院等の所在する都道府県内の保険医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者 ②機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、この初めてのケースへの対応となった。 ・諮問委員会の概要については、ホームページにて開示している。

評価の視点等	自己評価	A	評価	B
【評価項目 1 3 外部の有識者からなる機関に関する事項】	・ 譲渡業務諮問委員会においては、外部有識者を委員とした委員会で議論が行われ、適宜機構の業務に反映しており、同機関は有効に機能している。 ・ 社会保険病院等の譲渡に係る厚生労働大臣通知が、平成 24 年 8 月 14 日付で変更となり、 ① 会保険病院等の所在する都道府県内の保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者 ②機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者が譲渡を希望する場合には、地域医療の観点から適当であると厚生労働大臣が認めた場合には、譲渡対象となる社会保険病院として選定することとされた、東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等については、この初めてのケースへの対応となった。			【委員会としての評定理由】 外部の有識者からなる譲渡業務諮問委員会については、有効に機能させているが、今後の病院の譲渡に関しては、同諮問委員会を更に活用しつつ、これを進めていくことが望まれる。 【各委員の評定理由】 ・ 譲渡業務委員会等で外部の有識者の意見が反映されている。ただし、施設売却の専門家が減少する中で随意契約の価格についての諮問がなされた点、開催回数が減少した点、タイミングの問題点等、若干形式的な運営に流れた感じもある。 ・ 諮問委員会が実質的に機能しているか疑問である。 ・ 外部のチェック機能の発揮が図られている。 ・ 従来一般競争入札が原則であったのが大学や委託法人が希望する場合は随意契約でも可能となった。随意契約の場合譲渡価額の妥当性が重要なポイントになる。譲渡業務諮問委員会は価格そのものの妥当性は審議しない。価格決定のプロセスを審議している。しかし価格決定プロセスのみのチェックでは不十分であると考える。しかも 2 4 年度では 1 回しか諮問委員会は開かれていない。十分な時間をかけるべきであると考える。 ・ 社会保険病院等の所在する都道府県内の保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する者、機構が単独で社会保険病院等の運営を委託している者 ・ 当機構の現在の業務は新機構への移行業務に集中しているため、譲渡業務については外部委託によるところが大きいと考える。委託先による評価額について、十分な検討が行われているものと言えるが、さらなる検討の工夫も試みて頂きたい。 ・ 中央省庁との緊密な連携の下で、新組織移行準備作業を行っており、外部の有識者の活用は余り行われていない。譲渡業務諮問委員会も更に活用のあり方を検討して欲しい。
【数値目標】				
【評価の視点】 ○各施設の具体的な譲渡方法について、外部の有識者からなる機関を設置し、その意見を聴いたか。	実績：○ ・ 譲渡業務諮問委員会は、譲渡業務のみならず、病院経営に関する知見を有する外部の有識者により構成されている。 ・ 譲渡業務諮問委員会は、厚生労働省からの譲渡指示状況を踏まえて開催することとしており、平成 24 年度については、平成 24 年 11 月 27 日に開催した。 ・ 平成 24 年 8 月 14 日付の厚生労働大臣通知の変更後はじめてのケースとなる、厚生労働省より随意契約による譲渡指示のあった東北厚生年金病院及び東京北社会保険病院等の随意契約による譲渡における予定価格設定プロセスについて審議を行い、承認された。			
○外部の有識者からなる機関は、有効に機能したか。	実績：○ 譲渡業務諮問委員会は、適正な価格設定方法等のアドバイスをいただき、譲渡に係る客観性の確保などに、有効に機能している。			

評価シート（１４）

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績
４ 機構の保有する個人情報の保護に関する事項 機構は、保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努めること。	（３）保有する個人情報の保護に関する規程を設け、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	４ 保有する個人情報の保護に関する事項 保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理に努める。	４ 保有する個人情報の保護に関する事項 個人情報担当者の総務省における研修会への参加や新規採用者に対する職員研修などの取り組みにより、個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。 ・保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成 19 年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。 ・新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当者が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。

評価の視点等	自己評価	A	評定	A
【評価項目 1 4 機構の保有する個人情報の保護に関する事項】	保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成 19 年度に法務文書課を設置し適切な管理を行っている。 個人情報担当者の総務省における研修会への参加や新規採用職員に対する職員研修などの取り組みにより、個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。		【委員会としての評定理由】 保有する個人情報保護に関し、対処すべき問題は起きておらず、法務文書課を中心に適切に保護・管理に努めていると認められる。 【各委員の評定理由】 ・適切に実施されているものと思われる。 ・A 以上の評価とする理由が見出せない。 ・計画どおり保護されている。 ・情報保護に関しては法務文書課による管理、研修会への参加、職員研修等により取り組んでおり、今のところ問題は生じていない。 ・保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成 1 9 年度に法務文書課を設置し適切な管理を行っている。個人情報担当者の総務省における研修会への参加や新規採用職員に対する職員研修などの取り組みにより、個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。 ・適切な対応が行われている。 ・適切に行っている。	
【数値目標】	【数値目標】			
【評価の視点】 ○保有する個人情報の保護に関する規程に基づき、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他保有個人情報の適切な管理を行うことができたか。	実績：○ ・保有する個人情報の保護に適切に対応するため、平成 19 年度に法務文書課を設置し、適切な管理に努めている。 ・新規採用職員に対し、保有する個人情報の保護に関する規程等の職員研修を行うとともに、当該規程に基づき、より一層の保有個人情報の適切な管理を行った。また、個人情報担当者が、総務省の研修会に参加する等、知識の向上に努めた。 ・その結果、個人情報保護に関し、対処すべき問題は現状起きていない。			

評価シート（１５）

中期目標	中期計画	平成２４年度計画	平成２４年度の業務の実績
５ 終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁において、設置時の趣旨及び終身利用という事情を踏まえ、適切な結論を得ることとしており、その結論を踏まえ、対応すること。	（４）終身利用型老人ホームの譲渡に当たっては、厚生労働省及び社会保険庁における検討結果を踏まえ、対応する。		終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項 終身利用型老人ホーム（厚生年金サnteール千葉）の譲渡については、出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮を行った上で、平成 22 年度に完了している。 なお、買受者が承継した入居一時金等が適正に使用されているかなどについて、定期的な確認を実施しており、現状、問題は生じていない。

評価の視点等	自己評価	－	評価	－
【評価項目 1 5 終身利用型老人ホームの譲渡に関する事項】				
【数値目標】	【数値目標】			
【評価の視点】 ○終身利用型老人ホームの出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮して適切に譲渡を行ったか。	実績：○ 終身利用型老人ホーム（厚生年金サnteール千葉）の譲渡については、出資時点の入居者が将来に渡って生活を行うことに配慮を行った上で、平成 22 年度に完了している。 なお、買受者が承継した入居一時金等が適正に使用されているかなどについて、定期的な確認を実施しており、現状、問題は生じていない。			